イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法

――一八四二年『児童雇用委員会』報告とアシュリイ法案を中心として―

若

林

洋

本稿の課題

ヴィクトリア女王治政下の初期から中期にかけて、既にイギリス本国領土グレート・ブリテン島で広大な操業規 豊富・低廉な国内炭なくして「世界の工場」として君臨するイギリス製造業と大英帝国の繁栄はありえない!

模に達していた石炭鉱業はこのように同時代人によってイギリス製造業の国際競争力を根底的に支えるエネルギ

ト的基盤として認識されていた。

案(以下、この原初法案のみをアジュリィ法案と呼称する)である。 グレート・ブリテン 島はいわば 石炭の上に浮んで Statistics) が 作成 されはじめた一八五四年以後イギリス石炭鉱業は七大炭田に区分されている。 いる島と言ってよく、石炭はイングランド南部を除いて全国各地に賦存する。石炭鉱業全体の公式統計(Mineral 炭坑版』を適用することが意図されたのが最初の鉱山労働保護立法である「一八四二年鉱山・炭坑法」の原初法 かかるイギリス石炭鉱業を中心とした鉱山業にアシュリィ卿によって「一八三三年工場法」のいわば『鉱山 周知のように、

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

一三七(三一五)

こでの成人男子・婦人・年少者および児童の構成②雇用形態③賃金支払の方法と形態や④教区徒弟の有無等の社 採炭法を中心とする炭坑設計法は何よりもまず炭層の賦存状況、即ちイイ炭層の厚さ・地表からの深度・傾斜度向 状況に立たせたのである。 情が、アシュリィ法案に対してばかりでなく「一八四二年鉱山・炭坑法」に対しても其々の炭田毎に異なる利害 会経済的事情の差異が加わり、まさに極めて複雑な様相を呈していた。イギリス石炭鉱業におけるこうした諸事 けるイギリス石炭鉱業は、炭田間のこうした自然的技術的条件における著しい差異に重畳して①労働力編成とそ 的な発展水準によって、規定される。産業資本確立期とくに本稿の主要な考察時期である一八四〇年代初頭にお 石炭の成分とくに可燃性・爆発性等の有毒ガス発生度巛炭層や天盤層・下盤層の硬度等、さらに炭鉱技術の歴史

準と地域的に異なる炭坑設計法 鉱主の運動および炭鉱労働運動に焦点をあてて分析することである。 えたかを解明し、 のよりに反映され、さらに成立した上院修正法案である「一八四二年鉱山・炭坑法」はそれをどのよりに組み替 ィ法案に対してどのような社会経済的利害状況に位置づけられ、それが上下両院における同法案の審議過程でど かかる事情のもとで本稿の課題は、第一に、一八四〇年代初頭のイギリス石炭鉱業における産業革命の進展水 第三に、「一八四二年鉱山・炭坑法」成立の推進力の問題をトーリー党優位の議会の動向、 (炭坑技術の発展段階)や社会経済的事情を析出し、 第二に、七大炭田がアシュリ

現状と大陸石炭市場におけるイギリス炭との競争を分析しつつ、一八三九年のイギリス石炭鉱業の操業規模をグレー ンドおよびスコットランド担当の政府炭鉱監督官であったM・ダンはフランス、ベルギー、プロイセンの石炭鉱業の 一八四四年に炭坑監督・鉱山技師であり、「一八五〇年炭鉱検査法」下でダラム、ノーサンバランド、カンバーラ

が豊富に供給されなければそのことが可能な諸国民と――少なくともほとんどの製造工業諸部門において――競争す ることは望みえない。グラスゴー、マンチェスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールドさらに就中ニュ とを指摘したうえで、次のように述べている。「かくしてグレート・ブリテンがその主な繁栄を何に負っているかは Coal Trade of the North of England, 1844, pp.157-201)。 | 八四○年に設立された鉱山・炭坑に関する最初の『児 人類の大家族の必需品を供給する偉大な工場にし、わが通商によって地球の遠隔地に知識と文明のていく富、安楽および尊厳の原動力であり、ブリタニアに七つの海を支配することを可能にさせ、 るダイヤモンドは石炭に比べれば子供じみた玩具に等しいくだらぬ物であり、まさに黒いダイヤである石炭は拡散し 源泉は石炭である」という一九世紀前半の北東イングランド炭田における炭鉱技術の帝王といわれたJ・バドルの言 borne Coal, 1830, pp. 4-5 〔拙訳「石炭税制改革論」(上)、『立命館経済学』第二十七巻第五号、昭和五十三年十二月、 部の衰退については、マカロックが既に指摘していた処である(J.R. M'Culloch, Observation on the Duty on Sea-ていると指摘している(Ibid., pp.18-19)。 イギリス国内における石炭の賦存状態に関連した北部の工業的成長と南 の四、〇〇〇万トンを占め、その操業規模はグレート・ブリテン島の六・四%(五、七六八平方マイル)と評価され New impression 1968),p.16) また彼は一八五三年の世界の石炭生産高七、五〇〇万トンのうちイギリスは五三% 乏以外に何に帰因するのであろうか?」(J. R. Leifchild, Our Coal and Our Coal-Pits, 2nd ed., 1856 [1st ed. 1853] ウィンチェスター、ソールズベリーやイングランド南部のその他のタウンの相対的な停滞ないし衰退状態は石炭の欠 スル・オン・タインの驚くべき成長は石炭の存在と採掘以外の何に帰因するのであろうか?(さらにカンタベリー) 一目瞭然であろう。いかなる国民も、たとえ他の点でどんなに有利な位置にあったとしても、この極めて貴重な鉱物 八四五年の六大石炭生産国の総生産高四、九一六万トンのうちイギリスは三、一五〇万トンで六四・二%を占めるこ 童雇用委員会』のノーサンバランドおよびダラム北部の調査を担当した副コミッショナーのライフチャイルドは、 一一五頁〕)。さらにフォーディスは、一八六〇年に"石炭と鉄"の時代の到来を指摘しつつ、「イングランドの富の テン島の五%と評価し、一八三五年の生産量を二、四○○万トンと看做し、三ヶ国合計八六五万トン(一八 約二・八倍であると指摘した(Matthias Dunn, An Historical, Geological and Descriptive View of the 石炭の普遍的応用性は鉄よりもはるかに秀れ、金銀に代替しえない重要性をもち、 わが通商によって地球の遠隔地に知識と文明の結合し 結晶化した炭素であ 恵まれたわが国を

ぶことを可能にしている等、イギリスに賦存する豊富・低廉な石炭を称賛した。彼は、この時の炭田の操業規模がグ Coal, Coke, Coal Fields, Iron, Its Ores, and Processes of Manufacture, 1860, pp.v, 5, 8.) レート・ブリテン島の六・七%(六、〇二〇平方マイル)を越えていると評価している。(W. Fordyce, A History of

- の原理の換骨奪胎にも拘らず、上院修正法案が回付された下院でアシュリィ卿がこの修正法案を厳しく批判しつつも、(2) 「一八四二年鉱山・炭坑法」が通常アシュリィ法と呼ばれるのは、後述するように特に上院によるアシュリィ法案 所収、吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房、一九六八年、一二二―一二九頁、一八五―一九一頁 敢えて支持を呼びかけ、その結果満場一致で成立したからである。アシュリィ法案と「一八四二年鉱山・炭坑法」と を参照)と同様である。本稿の課題の一つはその差異の社会経済史的意義を解明することにある。 の差異は原理的性格をもつものであり、その限りで「一八三三年工場法」とそれに先立って不成立に終ったアシュリ ィ法案との差異(吉岡昭彦「イギリス産業革命と賃労働」、高橋幸八郎編『産業革命の研究』岩波書店、一九六五年、
- (3) 七大炭田とは①ノース・イースト(ノーサンバランド、ダラム両州)②ヨークシャー③ミッドランド(ダーヴィン tics, 1971, p. 115.) ち九三・六%の五、九九○万トンを占めた。(cf. B.R. Mitchell & P. Deane, Abstract of British Historical Statis-ェシャー)⑤スタッフォードシャー(ノース&サウス・スタッフォードシャーおよびウスターシャー)⑥サウス・ウ ェールズ⑦スコットランドの各炭田であり、七大炭田によって一八五四年の連合王国総生産高六、四七〇万トンのう ャー、レスターシャー、ノッティンガムシャーおよびウォーリックシャー)④ランカシャー(ランカシャーおよびチ

一 石炭鉱業の存在構造と賃労働

1 予備的考察

九世紀初頭以後に初めて登場する鉱山・炭坑経営に対する様々な立法的干渉の試みは二条の系譜に大別する

ことができる。第一の系譜は年を追って増加しつつあった坑内爆発をはじめとする鉱山・炭坑事故とそれに伴う 炭坑における児童・年少者・婦人雇用を禁止および制限する試みであり、この二条の系譜は複雑に交錯しながら 死亡者の増加に対する防止策であり、第二の系譜は「一八三三年工場法」の成立を最も重要な契機とする鉱山

値ながら二、○七○名、(その内、ダラム・ノーサンバランド両州で一、一二五名、その他九五四名〔原文のまま?〕)と算 定し、その上事故防止手段を①通風②安全燈③設計図又は設計法の三項目に分け、それらを中心にして鉱山・炭 おける事故に関する特別委員会」である。下院特別委員会は、一八一〇年以後の鉱山事故死亡者数を不完全な数 に就労し全く無教育のまま成人すること②年少時からの飲酒癖③坑夫の放蕩と粗暴④トラック制度の広範な残存 八月のサウス よる児童の虐待③未成人女子の坑内への大量就労による道徳的堕落等を暴露したのに始まり、次には一八三九年 でランカシャー炭田に関して①管理の最も悪い工場よりもはるかに劣悪・有害な坑内環境とともに②成人坑夫に 止する為に普遍的に適用しらる方策を提案しえないとし、 立法的干渉を断念した。 第二の系譜は、 一八三三年 坑事情に精通した証人を喚問したが、結局、 八四〇年報告の中でサウス・ウェールズ炭田における極めて悲しむべき事態、 『児童雇用委員会』のコミッショナー、C・タフネル(一八三四年新教貧法の副コミッショナー)が同年の報告の中 第一の系譜は、一八世紀末から始まるが、議会に初めて持ち込まれたのは一八三五年の下院における「鉱山にぽ) ・ウェールズにおけるチャーティスト暴動を調査した枢密院教育委員会視学官トレメンヒーアは一 石炭・鉱物の賦存状況の大きな相違等を根拠として事故を確実に防 とくに①八~九歳から児童が坑内

時間臼彼等の道徳および身体的健康に関する雇用の影響についての情報蒐集を一年半に亘って実施した。(๑) 結局、二○人の副コミッショナーを任命し、鉱山・炭坑の①実情調査②児童・年少者の⑴年令⑴労働時間汃食事 ミスの四名を任命した。 この「鉱山および炭坑に関する児童雇用委員会」(以下、児童雇用委員会と略記する)は、 ーナーとR・J・サンダースの両工場監督官および『物価史』で著名なトマス・トゥックと医学博士T・S・ス ・炭坑等における児童・年少者雇用に関する実態調査を行う勅命委員会を任命する動議を下院に提出して採択さ こうした中で一八四○年議会の会期末の八月四日、アシュリィ卿は「一八三三年工場法」が適用されない鉱♪ 四〇年一〇月二〇日、 メルバン=ウィッグ党内閣の内務大臣ノーマンヴィ侯はコミッショナーとしてL・ホ

後者は一八七五年である。したがって一九世紀中期の鉱山・炭坑立法は、一方での「一八二五年団結禁止法廃止法」 体系に属する〕により一切の労務放棄に対しても厳罰を課したのであり、前者が廃止されたのは一八三七年であるが、 坑経営の為の施設・設備・器物・備品等の一切の財産に対する放火・破壊・損害や正常な機能に対する妨害等を厳罰 the better Regulation of Collieries and Mines. 39 & 40 Geo. III, c.77, 1800)に至る諸立法 により鉱山・炭 一七六六年法(6 Geo. III, c. 25, 1766)や一八二三年法(4 Geo. IV, c. 34, 1823)「以上の諸立法は「主従法」 に処すことにより財産権への侵害を防止しようとし、他方では、一七四七年の「主従法」(20 Geo. II, c. 19, 1747)、 (An Act relating to Persons doing Injury and Violence to His Majesty's Subjects, 1736) から一八〇〇年の けたといわれる。一八世紀においては、一方では、一七三六年の「臣民に損害および暴行を加える者に関する法律」 に対する最初の議会法)以来の諸立法により坑夫に対して就労する鉱山を変更する場合、離職証明書の携帯を義務づ 年法により炭鉱主は"浮浪者およびその子供"を鉱山就労の為に捕縛する権利を与えられ、また一六〇六年法(坑夫 =坑夫に対して懲罰的=抑圧的な性格をもつものであった。一六六一年法により坑夫の最高賃金を制限し、一六七二 「炭坑・鉱山の安全および規制改善のための法律」(An Act for the Security of Collieries and Mines, and for 少なくとも「王政復古」以後とくに名誉革命以後一九世紀初期に至るほとんどすべての鉱山・炭坑関連立法は鉱夫

- 政策との併存的性格を示していると思われる。(R.N. Boyd, Coal Mines Inspection 〔以下、 Boyd's I と略記する〕, による限定された団結合法下でなお続く成人男子鉱夫=坑夫抑圧的政策と、他方での婦人、年少者・児童労働保護的
- Conflicts, 1928, pp. 19-20, 35. 君塚淺治郎『英国炭坑事情』大阪屋號書店、大正三年、二四一六頁。松林和夫「イ E. Welbourne, The Mines' Unions of Northumberland and Durham, 1923, p. 82; J.R. Raynes, Coal and Its 1879, pp.18-20, 251-2; R.N. Boyd, Coal Pits and Pitmen [以下、Boyd's II と略記する], 1892, pp.4-8, 241;

ギリスにおける『団結禁止法』と『主従法』の展開」、高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開』2、東大出

- (5) R.L. Galloway, A History of Coal Mining in Great Britain (以下、Galloway's I と略記する), New ed. 1969 版会、一九七二年、所収。を参照) II と略記する), Vol.2, Rep. 1971 (Original ed. 1904), p.148 (Original ed. 1882), pp.221-2; R.L. Galloway, Annals of Coal Mining and the Coal Trade (ゴド′ Galloway's
- (ω) Report from the Select Committee on Accidents in Mines; together with the Minutes of Evidence, and Index, Galloway's I, pp. 222-7; Galloway's II, Vol. 2, p. 148; Welbourne, op. cit., p. 85 1835 (603), Vol. V (以下、1835 Report と略記する), pp.iii-x. cf. Boyd's I, pp.34-6; Boyd's II, pp.50-3;
- (下) Boyd's I, pp. 32-4, 39; Boyd's II, pp. 49-50, 55-6; Galloway's II, Vol. 2, pp. 149, 170; R. Challinor & B. Ripley, sion-Appendix to 1st Report of Commissioners. Mines-Part I. Report and Evidence from Subcommissioners. 1842 (以下、C.E.C., 1842, Append. I. 心略記する), p.351; Report of the Commissioner Appointed under the The Miners' Association—A Trade Union in the Age of the Chartists, 1968, p. 59; Children's Employment Commis-

Provisions of the Act 5 & 6 Vict., c. 99, 1846, p. 31

(8) アシュリィ卿は動議提出に当って次のように演説した。「私は、鉱山および炭坑、さらに多数の児童が一緒に働く ことを女王陛下が恵み深く喜んでなされることを祈りつつ、 慎ましい建白 を女王陛下に提出するものであります。」 食事が許される時間並びに彼等の道徳と身体的健康の両方に関する雇用の影響に関する情報を蒐集するよう命令する ける貧民階級の児童雇用になされるべき調査を命令し、そして児童が雇用される年齢、仕事に従事する時間数、 繊維工場における児童並びに年少者の雇用を規制する法律の諸条項に含まれない営業および製造業の様々な部門にお

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

(Boyd's I, p. 40; Boyd's II, p. 56)

9 一八四二年としている(Melbourne, op.cit., p.86. Galloway's II, Vol. 2, pp. 148-9; Dunn, op. cit., pp. 103-4. メルボーンや吉岡教授が児童雇用委員会の設立を 吉岡、 前揭編著、 四〇九頁)のは全くのケアレス・ミスであ

2 一八四二年『児童雇用委員会』報告分析

児童雇用委員会の第一次報告書(報告書本文および付属文書〔副コミッショナーの報告並びに証書〕第一部及び第二部)(四)

に提出された。 は一八四二年四月二一日に完成し、四月二三日にピール=トーリー党内閣内相グレイアム卿 (Sir James Graham)

報告書は最も陰惨な推測さえ凌駕し、そこで暴露された鉱山住民の苦難が文明国で許されるとはほとんど信じ難 従来の繊維工場住民に関する報告が鉱業における一層の暴露に対する公衆の精神的準備となってはいたが、この て明らかにしたものである。報告書は公表後直ちに世論のセンセーショナルな反応を呼び起こした。すなわち、 働・技術の諸条件や②児童・年少者・教区徒弟・婦女子雇用の状態および様々な悪弊等を政府機関によって初め いというものであった。(12) この報告書は、七大炭田を含むほとんどすべての炭田ばかりでなくイギリスのあらゆる鉱業部門の①生産・労

きるだけ重複を避けながら、アシュリィ法案提出時の石炭鉱業の存在構造およびとくに賃労働の存在形態を分析 本稿の問題関心に関連する七大炭田の技術的・社会経済的指標の総括を第1表に掲げたが、紙数の制約からで(3)

)しまえる

i 石炭鉱業の生産力段階と産業革命

の生産力の発展段階と産業革命の進展度合とはいわば炭田毎に異なる多様な諸相を呈示していることは第1表を イギリスにおいて産業資本が確立し本格的な資本蓄積を開始するに至った一八四○年代初頭における石炭鉱業

瞥すれば明白であろう。

立や③坑底衝風炉と分割気流を結合した複合通気体系の確立を含む炭坑設計の計画化におくべきであると考える。(5) 運搬過程では、⑴坑内運搬における切羽・片盤坑道運搬と主要坑道=馬曳運搬の分化と両過程の連続化および鍛 式切羽における協業的掘進との二分業の確立、加えて切羽での石炭積込、支柱・充填作業や軌道敷設の分業化② つつ主要坑道掘進および⑴残柱式切羽(二人一組原則)における炭柱作り掘進と炭柱引きとの三分業の確立⑴長壁 業資本の確立のメルクマール」である。私はイギリス 石炭鉱業における 産業革命達成(=産業資本確立の生産力的(44) そして蒸気力排水機関が石炭鉱業におけるマニュファクチュア確立の指標であり、蒸気力巻揚機の一般化が「産 鉄製レール導入等の坑内運搬施設の改良回巻揚過程ではその能力を二倍化したケージ ところで、炭坑設計の基軸をなす切羽採炭法は細目的分類をすれば無数となるが、大別すればイギリスでは① 周知のように、 から構成され、筋骨体系としての機械や脈管体系としての装置とは範疇的に異なる構築物とよばれている。 の指標は蒸気力排水・巻揚機関の本格的確立を基本的前提としつつ、①採炭過程における爆薬使用を含み 採取産業としての 石炭鉱業の基本的労働手段は 「採炭面としての 切羽と運搬通路としての坑 (=巻揚台)・システ

残柱式切羽②長壁式切羽および③両者の折衷とも言うべき炭柱払の中間方式である。これらの採炭法の選択基準

技術的・社会経済的指標

ランカシャー	スタッフォードシャー	サウス・ウェールズ	スコットランド
残柱式	残柱式(厚炭層)と長 壁式	残 柱 式 (二重坑道切羽)	残 柱 式
①大炭坑で坑底衝風 炉通風一夜間休止 ②大多数の炭坑は不 十分かつ不満足一小 さな排気孔(=木製 管)・地表炉,ファイ ア・ランプや自然通 風	①衝風炉通風一切ナシ ②主として自然通風が 支配的、補助的にファ イア・ランプ使用 ③サウス・スタッフォ ードシャーが最悪の通 風状態	①若干の新しい深層 炭坑で坑内衡風炉導 入 ②一般的には1基の 地表炉	①衝風炉通風は稀 ②大多数の炭坑は自然 通風
①大炭坑における蒸 気力排水	気力排水 巻揚機関は二次的かつ 小型 ②蒸気力巻揚機関使用 炭坑でしばしば1基で 3~8 坑用に使用, 大 多数の炭坑で馬力巻揚機 ②大炭坑で高圧蒸気	①地下水位以下の採 炭実施せず	①西部では高圧蒸気機 関(エアドリー地方), ニューコメン機関(エ アシャー) ②東部では原始的方法
①一般的には馬力巻 揚機 ②大炭坑で高圧蒸気 機関		ダブル・ブケット水 力巻揚機	①西部では上記の蒸気 機関を巻揚にも使用 ②東部では一頭式馬力 巻揚機又は梯子による 背負籠=人力運搬
①はい上り坑道と下 方傾斜坑道多し ③一部で馬カ又は蒸 気力巻揚機による炭 車牽引導入	①厚炭層炭坑では片盤 坑道では炭籠 (skips) を人力で運搬、主要坑 道で馬曳運搬 ②薄炭層炭坑では馬曳 運搬ナシ	①浅薄炭層炭坑では 切羽から坑底まで炭 車を人力で運搬 ②上記以外の炭坑で は切羽から主要坑道 まで炭車運搬夫によ り、そこから坑底ま で馬曳運搬	①西部では切羽から坑 底まで運搬夫による炭 車(whirley) 運搬 ②東部では背負籠運搬 夫が一般的,主要坑道 で炭車運搬夫による運 搬もあり
	①坑内労働における採 炭・運搬の分業的編成 が進展しつつも運搬労 働の年齢別=重筋度別 編成未確よる坑夫の直接的指揮・監督の未成 熟 ③1840年代初頭鉱夫総 数(炭鉱以外を含む) 約2万名	①採炭・運搬労働の 分離が不完全 ②資本による坑夫の 直接的指揮・監督の 未成熟	①東西スコットランド とも採炭・運搬労働の 分離が不完全 ②資本による坑夫の直 接的指揮・監督の未成 熟 ③ラナークシャー(西 部)の 坑 夫 総 数 約 16,000名,東部の坑夫 総数9,627名

第1表 1840年代初頭のイギリス主要炭						
項	目	*炭 田	北東イングランド	ヨークシャー	ミッドランド	
	採	炭 法	パネル(残柱)式	炭柱払の中間方式	①炭柱払の中間方式 (ダーヴィシャー,ノ ッテンガムシャー) ②長壁式(ウォーリ ックシャー)	
技術	通気体系		排気竪坑の坑底に平均 2 基の衝風炉設置を伴 う複合(分割)通気体 を導入,但 は夜間休止		①坑底衝風炉ほとんどナシ②火籠又はファイア・ランプ	
的	排	排水手段	②排水専用機関の一般 化、主としてビーム型、気力排水、一般的に 時々大型のブル型直動 式を使用 ②域内総排水能力 10,919馬力 炭坑あり		①蒸気力排水機関は 二次的動力	
指	水・運	で の直動式機関、40年代 を 揚 手 段 を 揚 手 段 で 大型化・複数基設置 傾向 ②域内総巻揚能力 2 205 馬 カ		①少数の大炭坑を除 き馬力巻揚機 ②蒸気力巻揚機は排 水兼用の二次的動力	①馬力巻揚機が一般 的 ②蒸気力巻揚機は排 水兼用の二次的動力	
標			①片盤=ゲイト坑道で 小型炭車運搬 夫が就 労、主要坑道で連結大 型炭車に小型炭車を積 載して馬曳運搬 ②傾斜炭層炭坑の主要 坑道で蒸気機関による 炭車牽引	①厚炭層炭坑では, 片盤坑道で人力による鉱車=炭籠牽引, 主要坑道で馬曳運搬 ②薄炭層炭坑では馬 曳運搬ナシーヨリー 般的	①片盤坑道で軌道上 の炭車を運搬夫が運 搬 ②主要坑道で馬曳運 搬	
	労 働 力 編 成 (資本による指) (準・監督		①1840年代初頭の坑内 夫総数25,383名,坑外 夫8,607名 ②特に坑内夫の年齢別 職階的分業的序列編成 の高度な発展 ③管理=監督職員の階 層的編成一資本による 坑夫の直接的指揮・監 督一の発展	① 坑内労働のかなりの分乗的編成の進展しつつも、年齢別は 成に錯綜ありりままた。 運搬夫の臨時採炭坊の 手、薄炭層炭坑の 内運搬未分化 ②資本による坑夫の 直接的指揮・監督の 未成熟	①坑内労働における 採炭・運搬の分等的 編成が進展しつつも, 運搬労働の年齢別= 重筋度別編成未確立 ②資本による坑夫の 直接的指揮・監督の 未成熟	

1			
① 2 週間又は 1 ヶ月 の予告で解雇又は離 職する雇用慣習 ②ノース・ウェール ズで請負採炭制普及	①圧倒的多数の炭炭 で、炭鉱主ィ)―約500 ボンドで、炭ケー約500 ボンドで、大大大大 が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	①1ヶ月単位の雇用 契約 ②モンマウスシャー, グラモーガンに採炭 請負人の導入あり	①雇用契約期間 数と2 理用契約約 (数と2 選用等契金あり) 併不の契約を2 (3 を で を を を を を を を を を を を を を を を を を
①トラック制度ナシ	①1ヶ月又は5~7週間毎の賃金支払の為, トミー・ショップ利用 =トラック制度および 居酒屋での賃金支払が 蔓延 ②ヴィルダス (buildass) と呼ばれる無償 =サーヴィス労働慣習	①トラック制度がモンマウスシャーをは じめサウス・ウェールズ全域で蔓延 ②1ヶ月毎の賃金支払	①とくに西部でトラック制度蔓延
①坑内外での婦女子 の就労 ②マンチェスター近 郊の炭田で数千人の 婦女子坑夫	①婦女子の坑内就労一 1835年以降1842年迄に なくなる ②坑外での就労あり	①坑内外での婦女子 の就労 ②坑内で採炭作業を 含むあらゆる作業を 遂行	①西部の婦女子の坑内 就労は東部との境界地 帯に限定 ②東部では 97 炭坑 9,627名の坑夫中2,378 名が婦女子(約25%)
①教区徒弟の炭坑就 労が一般的	①7~9歳で児童の坑 内就労開始,成人と年 少者・児童の比率は 100対30 ②数千人の教区徒弟就 業一7~8歳で試用, 9~21歳の12年間,バ ッティ又は採炭夫に徒 弟奉公一ひどい虐待	①3~4歳の労働不能な児童を父親が入坑させると1ドラムの割増炭受給資格	①西部12炭坑の事例一成人1,437名(73.8%),年少者354名(18.2%),児童156名(8%) ②東部97炭坑の構成成人6,337名(65.8%),年少者2,209名(22.9%),児童1,081名(11.2%)

pages; "Boyd's I", pp. 41-7; Boyd's II", pp. 57-63; "Galloway's II, pp. 150-2, 229, 262-9, 325-sion, Ist Report", 1843 (508), Vol. XIII, many pages, より作成。

社		①炭鉱主と坑夫一人ひとりとの個別的雇用契約,但し採炭・運搬夫および馬曳運搬夫とのみ年季雇用契約書に署	①児童・年少者のか なりの比重(約75%) を占める運搬夫は採 炭夫が雇用=間接雇 用	①大多数の炭坑で炭 鉱主は採炭 請 負 人 (バッティ又は雇親 方 [=charter mas- ter]) と採炭・坑内	
会	雇 用 契 約 (採炭請負人含)	名 ②年季契約者には住宅 ・燃料炭および2週当 り30シリング(採炭夫) の保証賃金あり	②他の坑夫は炭鉱主 との直接雇用契約, 但し児童は両親によって契約 ③採炭夫一出来高払 賃金、運搬夫一日賃	運搬請負契約結ぶ ②採炭請負人は採炭 夫・運搬夫を雇用し, 坑口でトン当り定額 手数料をうけとる ③炭鉱主は坑道・軌	
経		③採炭夫・運搬夫は出来高払賃金,他は時間 (日)賃金	金,通気番一日賃金	道等の敷設義務を負い、通気番・坑内内 協気番・坑内内 除夫や坑外夫を雇用 ④年季雇用契約で保 証賃金ナシ、一時的 出向雇用慣習	
济 的	賃金支払 (トラック制度) の有無等			①1ヶ月又は5~7 週間毎の賃金支払の 為,トミー・ショッ ブ利用=トラック制 度および居酒屋で 賃金支払が蔓延 ②無慣ピアーヴィス 労働慣習あり	
指	婦女子雇用(とくに坑内就)	①婦女子の坑内就労― 1780年以来全くナシ ②坑外就労もほとんど ナシと推測される	①婦女子の坑内外の 就労あり ②坑内で採炭作業を 含むあらゆる作業を 遂行(とくに年少者) ③類型の異なる5炭 坑の運搬夫の婦女子 比率約30%	①婦女子の坑内就労 ナシ	
標	児童・年少者雇 用および教区徒 弟	①坑内児童・年少者総数9,008名 ②坑内夫20,766名の統計表において成人男子 14,638名 (70.5%), 年少者3,574名 (17.2%),児童2,554名(12.3%) ③教区徒弟一全くナシ	①80炭坑 6, 665 名の 坑夫のうち,成人 4,019名 (60.3%), 年少者1,526名(22.9 %),児童1,120名 (16.8%) ②教区徒弟の炭坑就 労が一般的	① 8 歳未満児童の坑 内就労ナシ、10歳未 満も極めて稀、7 ~ 8 歳児童の坑外就ク シャー) ②多くの児童が5~ 6 歳で、遅くとも8 歳までに坑内就労 (ダーヴィシャー)	

(出典) "Children's Employment Commission, Mines, 1842, Ist Report", Append. Pt. I, many 334, 338-9; Challinor & Ripley, op. cit., pp. 45-9, 55-6, 173; "Midland Mining Commis-

^{*} 各炭田を構成する諸州は註3を参照せよ、但しランカシャー炭田にノース・ウェールズを付加する。

ズでは地下水位以下での採炭さえほとんど行なわれていない。残柱式採炭法の中で盤ぶくれ防止等の安全性の側 が採用しているのは残柱式 (別名をニューカッスル式という) である。最も原始的な残柱式が一般的な炭田はサウス から生じる十字交叉掘進 (cross-holings) の欠如②炭柱の残存=放棄が特徴的である。その上、 田における最も一般的な採炭法を呈示したが、 長壁式採炭法の一般的採用可能炭田"はシュロップシャー 協業的生産力の合理的な組織化という点で長壁式切羽採炭法が労働生産力的に最も秀れていた。 層採掘率の多様性、 かくして前者の条件のもとでの採炭法は残柱式となり、後者の場合には長壁式となる。だが、炭層の賦存条件や 脆く、その上下地層が軟弱であればある程、 地盤の軟弱度等の多様性は、 れ等を防がなければならない。それとは反対に、残層炭坑の薄炭層では連続的な採掘空間の設定が可能となる。 それだけ採掘空間を支える耐久力は小さくなる。したがって、炭層の地表からの深度が大きく、 は①炭層の地表からの深度と厚さ②炭層自身およびその上下の地層の硬度に規定される。すなわち、 からの深度と厚さが大きければそれだけ採掘空間が受ける盤圧が大きくなり、炭層と上下地層の硬度が低ければ 別名をシュロップシャー式という)、 I セ ルズとスコットランドである。両炭田の炭柱設定方式は全く異なるが、いずれも①坑道設計 ットシャーであり、一八四○年代の切羽の最大距離は五○○─九○○ヤードであった。 当面の時点において、いずれの採炭法も手工業的熟練に依存するとはいえ、採炭過程における 長壁式切羽の幅や長さの多様性をもたらし、したがってまた両採炭法の中間方式も考案され 残柱式のもとでの第一次採炭=炭柱作り掘進における炭柱の大きさや形状および炭 スタッフォードシャーの薄炭層、 連続的な採掘空間を小さくし、炭柱を設定して崩落・落盤・盤ぶく ウォーリックシャー、 ディー サウス・ 主要炭田の多数 第1表で主要炭 炭層が厚く又は ンの森 の無計画 炭層の地表 ウェ (長壁式 および

ドシャーのテン・ヤード炭層)である(両炭田は一八四五年―五〇年にパネル式を導入)。 炭柱払の 中間方式 はヨークシ でほとんど何の地歩も得られなかった。(6) 中葉まで長壁式切羽は北東イングランド、 とは当時よく知られており、とくに北東イングランドで導入の試みが行なわれたが失敗し、少なくとも一九世紀 な組織化②通風の容易性③切羽跡の密閉④一○○%に近い炭層採掘率等の諸点で他の採炭法よりも秀れているこ 常の残柱式採炭法を採用 しているのがランカシャーとスタッフォードシャーの 厚炭層 (特にサウス・スタッフォー 法であるパネル式を一八一○年以来採用しているのが北東イングランドであり、次いで十字交叉掘進を含めた通 面および炭柱作り掘進と炭柱引きの同時進行を可能にするという生産効率の側面で最も秀れた計画的な炭坑設計 **ダーヴィシャーおよびノッティンガムシャーで採用されている。長壁式採炭法が①協業的生産力の合理的** ヨークシャー、ランカシャーおよびサウス・ウェールズの大鉱山地帯

スコットランド)、③主要坑道運搬が切羽・片盤坑道運搬と未分化かつ人力に依存する(スコットランドおよびヨーク 機関の普及および両者其々の専用化が遅れ、 坑夫長を底辺とする最も発達した管理組織をもっていた。これ以外の諸炭田は①大炭坑を除き蒸気力排水・巻揚(エロ) 夫数、 産炭量) が最も大きく、 資本による坑夫に対する指揮・監督を行う鉱業代理人・支配人・監督を頂点とし副(エン) のみである。 した石炭鉱業における産業革命達成の諸指標を実現した炭田を挙げれば一八四○年代初頭では北東イングランド 以上の石炭鉱業における生産力を規定する最も重要な構成要因である採炭法の炭田別概要を考慮しつつ、既述 スタッフォードシャー、 北東イングランド炭田は一炭坑当りの企業経営規模(固定投資額、鉱区賃借規模、蒸気機関馬力数、 サウス・ウェールズの薄炭層炭坑)等して、 ②採炭・運搬労働の分離が不完全であったり(サウス・ウェールズ、 マニュファクチュア的分業さえ必ずしも

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法

充分には成熟していなかったのである。

狭隘な限界をも示すものである。イギリス石炭鉱業における産業革命の達成時点を蒸気力巻揚機による主要坑道 関の大型化・複数化・ワイヤーロープをはじめ竪坑・巻揚機関係資材の鉄製化等により巻揚能力が増加し、爆薬使用が増大し 率(一八三五―四三年の総輸出約一、一〇〇万トンの内七八・五%の八六三万トン)において圧倒的な競争力を発揮した。 本主義に独自な再生産軌道を定置したイギリス産業革命との連関を見失なってはならないと考える。 年代大不況期と規定することによって、 の炭車牽引の普及した一九世紀末大不況の端緒段階と規定したり、またはコール・カッターの普及した一九三〇 なく産業資本段階におけるイギリス石炭鉱業の一到達段階を 示しており(四〇年代中葉から六〇年代にかけて蒸気機 ンカシャー炭田の下方傾斜坑道での 炭車の蒸気巻揚機による 牽引の若干の 導入を除き、 当面する時点ばかりで この北東イングランドの炭坑技術と労働生産力の発展水準は、長壁式採炭法の優位性や急傾斜炭層を賦存するラ 加わりイングランド東部沿岸、東南部市場全域(ロンドン石炭市場の占有率は九四% [四一―四三年平均])と輸出占有 、ート・ブリテンの総産炭量の約二○%の四五○万トンを生産し、域内市場は勿論の事、(ラ) 炭坑技術・経営管理組織の先進性において突出した位置にあった北東イングランドは、一八四〇年代初頭にグ し た がってそれはまた産業資本段階における石炭鉱業の産業革命の―綿工業等と対比した場合の―著しく 政策史的に重商主義から自由主義への移行を決定づけ、 地理的位置の優位性も かつイギリス資

ii 石炭鉱業における賃労働の存在形態

在形態の多様性を示唆する。これに関して紙数の制約で詳説することはできないが、第1表を参照しつつ重要な 炭田毎に異なる炭層の賦存状況、 生産力の発展段階や炭鉱資本の蓄積と歴史的経緯等は、 同時に、 賃労働の存

特徴を摘記したい。 炭鉱労働力の雇用形態は資本による労働力の直接的支配の程度を表す重要

坑夫の雇用契約と賃金問題

採炭夫と運搬夫を雇用しているのがミッドランドとスタッフォードシャーであり(サウス・ウェールズとスコットラ ャーおよびサウス・ウェールズは確認できず)、 ②採炭請負人 であるバッティまたは 雇 親 方が基幹労働力である な指標の一つであるが、 ンドに時々ある)、 る発破用穿孔さらに鶴嘴による切り崩しの作業は高度の熟練と筋力を必要とされ、また切羽環境の劣悪さも加わ ットランドである。高い塊炭率を要請される採炭夫の鶴嘴による劈開面右角度からの透掘り、 ③採炭夫が運搬夫を雇用している(間接雇用)のはヨークシャー(請負採炭制の修正形態)とスコ ①炭鉱資本がすべての坑夫を直接雇用 しているのは北東イングランドであり(ランカシ 鏨・せっとうによ

雇用契約書等で明記された。他方で、採炭夫に雇用される運搬夫の賃金は他の契約形態と比べて最も低く、(%) それらや就労義務等の炭鉱主(直接的には坑夫長)の命令に従わない時には罰則・罰金が課せられたが、これらは お保持しているが故に、一般的には出来高払賃金制であり、また作業方法と標準作業量ないし労働日を指定され、 ところで、採炭夫と運搬夫は、 機械の規律に従属した工場労働と異なって、労働過程における主体的地位をな しか

彼等は其々の炭田周辺の農業労働者はもとより工場労働者よりも高い賃金を支払われた。

齢別階層的編成が不完全で、しかも坑内運搬労働の基幹的地位が確立していないことを反映していると同時に、 したがってこれらは、一八三一年総括トラック禁止法 (1 & 2 Wm. IV, c.37) 下にも拘わらず、北東イングラン 請負採炭制とともに、炭鉱主側における経営管理組織の未成熟および貨幣資本不足を示すものであると思われる。 も日賃金であり、採炭夫による中間 (→二重) 搾取の過酷さを示している。採炭夫による運搬夫雇用は労働力の年

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林)

五三(三三二)

習である。 採炭制と結びついた ドとランカシャーを除く五大炭田におけるトラック制度(一五―三〇%割高な現物賃金) この項の最後に指摘しておかなければならないことはスタッ " ヴィ ルダス』 と呼ばれる一杯のエイルを代償とする%または分労働日の フォードシャーやウォーリ の蔓延を随伴したのである。(タム) ックシ ャ "無償』労働の悪 ーにおける請負

ぼ共通しているが、婦女子雇用問題は四大炭田に拡がりをもち、 ランカシャ の四範疇の労働力雇用の実態を赤裸々に暴露して世論にセンセー 児童・年少者雇用 (2) 児童・年少者・婦人・教区徒弟雇用と原生的労働関係 1 クシャ (年少者雇用問題は当面の段階では工場法と異なり、 1 およびとくにサウス・スタッ フォ ードシャーに集中していた。 教区徒弟雇用問題はイギリス製造業の中心 ショナルな反応を惹起したことは既に指摘した。 『児童雇用委員会』報告は石炭鉱業におけるこ 児童雇用問題に収斂した)問題は七大炭田 に

間(六~一二時間の偏差あり)、それ以外は児童から成人まで一二時間(一一~一五時間の偏差と連続シフト就労あり) 九時間 ンドでは、七~一○歳=通気番、 れば高い程、 通常の就業開始年齢は八~九歳である。炭坑の労働日は、 児童・年少者(一三~一八歳未満) ?・一週四八時間以下と規制しているが、炭坑の児童雇用は早ければ四~五歳から始まり、 児童・年少者雇用 年齢別=重筋度別=熟練度別階層序列が鮮明となる。すなわち、 「一八三三年工場法」は九歳未満児童の雇用禁止、 一一~一四歳=馬曳運搬夫、 の就労職種は、 炭坑技術と経営管理組織の発展および熟練養成度が高け 一般的には、 一四~一八歳=運搬見習→運搬助手→運搬夫、 最高の熟練と筋力を要する採炭夫が八時 その先端に位置する北東イングラ 児童(一三歳未満) 労働時 次第に増加 間 の 一日

八歳以上=採炭夫という一般的序列となっている。ところが、

炭坑技術等の発展が低ければ低い程、それと請負

採炭制や採炭夫による運搬夫雇用制とが重畳する諸炭田であればある程、この年齢別職種序列が不鮮明かつ錯綜 とって過度=長時間労働が一層苛酷になるのである。かかる事情のもとで、児童・年少時に①身長の低さ②特定 炭車を動かす)、 採炭夫が併存するのであり、したがってこうした状況におかれればおかれる程、児童・年少者に することとなり、 最も発展の遅れたスコットランドでは、 一〇歳の通気番、 運搬夫(二人一組で七五~五○○㎏

に帰結していくのである。また、坑内爆発事故の重要な原因の一つが幼弱な児童通気番の通気戸の開放ミスにあ ットランド東部で一○○人に一人未満)⑤年少時の飲酒癖や気管支喘息等が生じ、成人の高い疾病率や早老・早死

の筋力の異常発達③奇形や不具④高い文盲率(何らかの仕方で読み書きができる者は北東イングランドで四人に一人、ス

ることも指摘しておかなければならない。(26)

子がとくに坑道の高さが二ないし三フィート未満で排水・通風等の坑内環境の劣悪な薄炭層炭坑で、 スコットランド(東部)の四大炭田である。 彼等の坑内就労は男子児童と同じ年齢で始まり、 (u) 婦女子が坑内雇用されているのはヨークシャー、 ランカシャー、 サウス・ウェールズおよび 筋力に乏しい婦女 切羽から坑

底まで腰にベルトを付けて股間にチェーンを通して五○○㎏をはるかに越える炭車を牽引したり、最も苛酷なス 六二~六三㎏を背負籠運搬をしたり、或いは二人一組で一五○~五○○㎏の炭車(牽引運搬婦は革製腹帯を両肩と背 ットランド東部では一〇~二〇度の上り勾配坑道を一二歳の少女が切羽 から 坑口(竪坑では梯子又は階段)まで

ランカシャ も従事している。しかも彼等のほとんどは坑内では男子と同様に上半身裸なのである。 中に付けて炭車チェーンに繋ぐ)を切羽から坑底まで運ぶという、 1 およびサウス・ウェ 1 ル ズ諸炭田では彼等は採炭を含むあらゆる坑内作業に就労している。 いずれも 辛い重筋的苦役 に一日一二~一四時間 さらに、 \equiv 1 . シ

一五五 (三三三)

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法

(若林)

低め他職種労働者との結婚を不可能にしていると非難した。(タン) み出し、さらに安価な労働と健康で健全な家族的紐帯崩壊の源泉になり、 形③粗野で粗暴な性格④幼年少時における一切の家事訓練や母親の子供に対する宗教的道徳的訓 て『児童雇用委員会』報告は、 婦女子の坑内就労は彼等の①大量の私生児出生を含む道徳的堕落②腰の弯曲や奇 坑夫の労働階級内部での社会的地位 育の欠如等を生

区所有者、 等への長期無償労働の強制と残酷な虐待を加えた問題である。ここではとくに『児童雇用委員会』 ۲ 行かれ投獄されるのである。かくして、鉱山教区徒弟は所与の請負採炭価格を支える最も安価な労働力として鉱 うだけである。そして彼等がバッティの命令に従わない時には採炭具等で殴打されるか**、** ~二五シリングの賃金を受けとっている時、バッティと起居を共にしているとはいえ週六ペンスの小使いをもら 入ろうとしない危険な場所で働くことを強制され、 弟奉公に出される。 年間試用の為預けられ、鉱山労働の適性が確認されると九歳から二一歳までの一二年間バッティ=請負親方に徒 タ ドランド鉱業委員会』 いの被救恤児童に対する需要が余りに強力だったので、 ッフォードシャーに関する実態の結論のみを摘出しておこう。被救恤児童ないし孤児は、 ダッドリィおよびストゥアブリッジの教区連合の労役場には年少者はほとんどいなかったのである。(3) 教区徒弟雇用 鉱区賃借人およびバッティの利潤= 教区徒弟にとってこの期間に身に付けるべき熟練は何もないと指摘され、 の両報告で共通して告発された、 炭坑における教区徒弟雇用は一般的な児童・年少者の酷使への一層の加重ば 地代分配共同態の最大の犠牲者となっていた。したがって、 一般年少者が一四歳で週一四シリング、一七~一八歳で二〇 数千人の教区徒弟を雇用しているといわれたサウス・ バーミンガム近郊のウォール サール、 治安判事の処に連れて 七歳でバッティに二 彼等は成人男子が ウルヴァハンプ および かりでなく彼 ス

的磨滅と道徳的頽廃および低賃金の諸条件、すなわち原生的労働関係の下におかれていたのである。(3)(3) ならないが)を相対的に別個な位置にあるものとすれば、 児童・年少者・婦人・教区従弟は過度労働 による 肉体 対的高賃金(これもかなり重要な意味をもつ地方的偏差と各種罰金制度やトラック制度等による減殺効果を 考慮 しなければ 会経済的発展の差異に規定された重大な偏差をもっていたが、他方で総じて成人男子=採炭夫の八時間労働= 以上、一八四○年代初頭の石炭鉱業の生産力構造と資本=賃労働関係は其々の主要炭田の炭層の賦存状態や社 相

- 文書第一部(八八六頁)しか入手できなかった。後日を期したいと思う。 報告書全体はA4判で二、〇〇〇頁(全三巻)に及ぶ大部なものであるが、筆者は本稿執筆時点で残念ながら付属
- 11 way's II, Vol. 2, p. 149 cf. Hansard's Parliamentary Debates (以下、Hansard's と略記する), 3rd Series, Vol. LXII, col. 1072; Gallo-
- 12 Boyd's I, pp. 40-1; Boyd's II, p. 57; Challinor & Ripley, op. cit., p. 45
- 13 おり、 て①無償=サーヴィス労働(ヴィルダス)②バッティ制度③教区徒弟④トラック=トミー・ショップに関して補足的 七大炭田の実態調査の中でランカシャーおよびサウス・ウェールズに関してはすべて付属文書第二部に収録されて (二次)文献により他の諸炭田の事項を含めて補足した。ミッドランド鉱業委員会第一次報告書からは主とし

14

に参照した。

程は資本の支配下に入り、運搬労働の機械化に対応して採炭においても長壁式切羽が出現し、分業と労働手段として と主要坑道における坑内運搬の機械化とを等置し、第二に、しかもそれを「契機に坑内での生産諸関係および生産過 隅谷教授は、第一に「主要坑道の運搬の機械化、具体的には、捲揚機の出現」(四六四頁)と把握され、推揚機の出現 るのであるが、イギリス石炭鉱業史に即して考えた場合になお首肯しがたい若干の論点が残るのである。すなわち、 谷教授のこの労作より得る所大であり、しかもマニュ確立指標および産業資本確立指標に関しても基本的に同意でき の火薬および簡単な機械の導入が見られ、 隅谷三喜男『日本石炭鉱業分析』岩波書店、一九六八年、三八五、四六四―五頁。石炭鉱業の分析方法に関して隅 切羽においても採炭と運搬とが統一のある体系として形成されるようにな

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法

年代以降に可能となったのである(Galloway's I, pp. 256, 261)。第二に、後述するように、イギリス石炭鉱業史にお 採炭法と複合通気体系の新たな開発による炭坑設計の計画化=計画的生産を要請・促進したのである。隅谷教授が指 資本の確立のメルクマール」とされている(四六四―五頁、傍点は筆者)。これらの論点に対する批判点を摘出すると場を支配するようになる」ことを根拠として「資本による捲揚機の採用とその一般化をもって石炭産業における産業に、かくして「捲揚機を中心とする稼行方式は、その生産力とそれを支える資本とのゆえに、石炭生産および石炭市に、かくして「捲揚機を中心とする稼行方式は、その生産力とそれを支える資本とのゆえに、石炭生産および石炭市 陸市場において競争能力をもちえたのは蒸気力排水・巻揚機関と計画的な炭坑設計法を導入した大炭坑であるが、こ くして把握された「石炭産業における産業資本確立のメルクマール」としての「資本による捲揚機の採用とその一般 いては運搬労働の機械化と長壁式切羽(の出現)とは直接的因果関係は全くないということを指摘したい。第三に、 を坑口又は坑内に固定した蒸気機関によって牽引)はベッセマー法による鋼の量産・低廉化の実現によって一八六〇 摘する意味における運搬労働の機械化 の改良=大型炭車の小型化による炭車の片盤・主要両坑道での連続使用と鋳鉄製板レールによる代替およびパネル式 る主要坑道の運搬の機械化の普及を一八一〇年頃と看做している〔四六四頁〕ことと論理的に整合しない〕の馬曳運搬 運搬と木製軌道(隅谷教授が「イギリスでレールと炭車が出現したのは一九世紀初頭であり、馬匹はこれに続いてまも どあらゆる側面での最先進地帯であった北東イングランドで一七六○年代初頭には導入されていた坑内における馬曳 械化を意味するものではなかった。この巻揚過程の機械化は、少なくとも一九世紀中葉まで石炭鉱業におけるほとん ・・・・通りである。第一に、一八世紀末の本格的な蒸気力巻揚機の出現はイギリスにおいては竪坑における巻揚過程以下の通りである。第一に、一八世紀末の本格的な蒸気力巻揚機の出現はイギリスにおいては竪坑にいいる なく導入され、六、七○年代には広く普及していた」〔四一二頁〕としているのは、すべて一八世紀のミスであり、前者 の機械化をもたらしたが、急傾斜炭層の多いランカシャーや北東イングランドの一部の大炭坑を除いて坑内運搬の機 産業資本確立期の当面の時点において石炭生産の基本的労働過程である採炭・坑内運搬労働はなお手工業的熟練と は何よりもまず重量・荷嵩品である石炭を廉価に輸送する全国的鉄道網の確立と蒸気船の使用を前提する。イギリ 」に対する過大評価である。確かにイギリス七大炭田において、全体として域内市場のみならず国内市場および大 ・レールと炭車の出現は坑外運搬に関することであり、後者は坑内運搬に関わることである。しかもイギリスにおけ と把握されて運搬労働の機械化が採炭・運搬の統一的分業体系の形成を促す長壁式切羽を出現させるとし、 (鉄又は鋼製のテイル・ロープ、エンドレス・ロープ又はエンドレス・チェー

15 なって、炭坑における労働内容にもとづく坑夫の主体的地位が依然として存続し、かつ採炭夫を頂点とする熟練・技 蓄力に依存し、したがってまた労働者が「自動的機械装置」の附属物となっている綿工業を典型とする繊維工場と異 革命と産業資本確立の指標を機械制大工業にもとづく工場=機械体系と同一基準で析出することはできないのである。 & Deane, op.cit., p.123; H.S. Jevons, British Coal Trade, 1915, pp.210-3)。かくして石炭鉱業における産業 れたが採炭夫の手工業的熟練労働に対して優位にたてず)、一九〇〇一〇一年の機械採炭率は一%、第一次大戦にかけ 入は運搬過程の機械化よりもさらに遅れて(一八六○年代以降圧搾空気で駆動するピックやカッターの開発が試みら 能、筋力にもとづく労働力の年齢的等級的編成が存在したのである。さらに採炭過程の機械化=コール・カッターの導 てヨークシャーとミッドランドで普及しはじめようやく一○%に近づくのである (Galloway's I,pp. 262-3; Mitchell 拙稿「産業資本主義段階における近代的独占の存在形態――北東イングランド石炭独占の歴史的性格」()、

- 16 Explosions in Collieries, 1847, pp. 48, 53; T. Smith, The Miner's Guide, 1836, pp. 95-100, 135-9; J. Holland, impression, 1968), pp. 212-214; M. Dunn, A Treatise on the Winning and Working Collieries, 2nd ed., 1852 2; 1835 Report, p. 63; Midland Mining Commission, 1st Report, Append., pp. 69, 71; Report on the Gases and the Select Committee on the State of the Coal Trade, House of Commons, 1830 (663), Vol. VIII, pp. 259, 271-館経済学』第二十四巻第五・六号、昭和五十一年二月、五〇―七一頁を参照せよ。 The History and Description of Fossil Fuel, the Collieriers, and Coal Trade of Great Britain, 2nd ed., 1841 (New C. E. C., 1842, Append. I, pp. 90, 98, 121-2, 149, 170-2, 224, 325-6, 357, 543, 544, 600, 627; Report of
- 17 I, pp. 546, 551-2, 555-7; Galloway's II, Vol. 2, p. 229; A. J. Taylor, 'The Sub-Contract System in the British Coal Industry', in Studies in the Industrial Revolution, edited by L.S. Pressnell, 1960, pp. 218, 前掲拙稿(五・完)、前掲誌、第二十七巻第二号、昭和五十三年六月、六六―七四頁、cf. C. E. C., 1842, Append.

pp. 74-102, 220-1, 304; Galloway's II, Vol. 2, pp. 227-255.

- (\text{\tin}}\text{\tin}\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\texi}\texint{\text{\texit{\text{\text{\texi}\texit{\texitin}\tint{\texintet
- 19 C. E. C., 1842, Append. I, p. 555.
- 前掲拙稿四、 前揭誌、第二十七巻第一号、 昭和五十三年四月、七五頁、同(五・完)、 前掲、 二八―九頁間の第10

・ギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林)

- > □ ▼ □ □ ○年における北東イングランド炭田の国内市場圏」を参照せよ。
- $(oldsymbol{arphi})$ T. J. Taylor, Observations Addressed to the Coal Owners of Northumberland and Durham, on the Coal Trade of those Counties, 1846, p. 51.
- (22) スコットランドでは一八二五年の坑夫組合結成以来、坑夫自身が一日の作業量(the darg)を制限する 9, Boyd's I, pp. 69, 75; Boyd's II, pp. 84, 90; Galloway's II, Vol. 2, pp. 150, 152, 169; Challinor & Ripley, 392, 403-07; Report of the Commissioner Appointed under the Provisions of the 5 & 6 Vict. c. 99, 1844, pp. 31-追求しており、炭鉱主との紛争の種となり、三七年の最初の三―四ヶ月に亘る大ストライキ(疾病・退職・生命保険 の共済組合基金で生計費を補塡)の争点になり、以後も続いていた。(C.E.C., 1842, Append. I, pp.317, 320,
- thumberland and Durham', pt. II, Proceedings of the Society of Antiquaries of Newcastle upon Tyne, 4th ser, XI, 1947, pp. 87-98; Challiner & Ripley, op. cit., pp. 57-8. C.E.C., 1842, Append. I, pp. 141, 320-1, 391, 536-8, 542. cf. H. Scott, 'The Miner's Bond in Nor-
- G.W. Hilton, 'The British Truck System in the Nineteenth Century', Journal of Political Economy, Vol. 65, 62-4; Boyd's II, pp. 56, 62, 78-80; Galloway's II, Vol. 2, p. 172; Challinor & Ripley, op. cit., pp. 38, 55-7; C. E. C., 1842, Append. I, pp. 337-8; Midland Mining Commission, 1st Report, pp. lxxxvi-ciii; Boyd's I, pp.
- (A) Midland Mining Commission, 1st Report, pp. xxxv-xl; Boyd's I, p. 62; Boy I's II, p. 77; Galloway's II, Vol. 2,

1957, pp. 237-256

- (%) C.E.C., 1842, Append. I, pp.8-11, 18, 33-4, 91-2, 125-7, 166-8, 174-181, 183-4, 191-6, 210-1, 317-9 323-4, 345-351, 383-390, 395, 397-9, 401-2, 407-8, 514-5, 521-5, 527-9, 534, 544, 557; Boyd's I, pp. 41-2; Boyd's II, pp. 57-8; Galloway's II, Vol. 2, pp. 150-1; Challinor & Ripley, op. cit., pp. 45-7, 49.
- I, pp. 42-4; Boyd's II, pp. 58-60; Galloway's II, Vol. 2, p. 151; Challinor & Ripley, op. cit., pp. 47-9. C.E.C., 1842, Append. I, pp. 181-2, 194, 196-7, 204, 210-1, 324, 379-381, 383-9, 399-400, 408; Boyd's

- 28 Report, pp. x1-x1iii, 20, 25, 40, 47, 58, 84, 92-3; Boyd's I, pp. 44-6; Boyd's II, pp. 60-2. C.E.C., 1842, Append. I, pp. 19-21, 64-5 (Nos. 5 & 7), 74-6 (No. 31); Midland Mining Commission, 1st
- 29 原生的労働関係の概念等については、大河内一男「原生的労働関係の理論」、同『社会政策論の史的発展』有斐閣 九七二年所収、参照。
- 30 おける労働者階級の状態」、『マルクス・エンゲルス全集』第七巻、大月書店、一九六○年訳、四七六─四八六頁をも 『児童雇用委員会』報告を素材とした鉱山プロレタリアートの状態分析に関しては、F・エンゲルス「イギリスに

アシ ュリィ法案と「一八四二年鉱山・炭坑法」成立過程

regulate the Employment of Boys, and make Provisions for the Safety of Persons working therein. 〔鉱山・炭坑におけ 下院修正法案の送付をうけた七月八日以後の上院審議において展開された。 本稿 ではアシュリィ 法案提出 国ではもとよりマルクス、エンゲルスやイギリスの同時代人=学者等からも全く看過されるか軽視されたアシュ 主教の上院での演説に端を発するが、本格的な論戦はアシュリィ法案のアシュリィ自身の主導によって成立した(ミロ) 議会の論戦は早くも同報告公刊二週間後の五月六日上院に炭鉱における婦人雇用を防ぐ措置を採ることを求める オルダム、 「一八四二年鉱山・炭坑法」成立までの議会の審議過程および議会内外の動向を詳論する余裕はないので、 、小法案(フル・タイトルは 『児童雇用委員会』報告公刊を契機とする鉱山・炭坑における婦人・児童雇用の禁止および制限問題をめぐる チェスター、ペンドルトン、リーズおよびランカスターからの五つの請願を提出した際のノーリッジ A Bill to prohibit the Employment of Women and Girls in Mines and Collieries, から

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

炭坑における婦女子雇用を禁止し、男子年少者雇用を規制し、さらにそこで働く人々に関するその他の諸条項を設定する法律〕 ries, to regulate the Employment of Boys, and to make other Provisions relating to Persons working therein. [鉱山 る婦女子雇用を禁止し、男子年少者雇用を規制し、さらにそこで働く人々の安全の為の諸条項を設定する法案〕)と「一八四 の原理的差異および前者が換骨奪胎=修正されて後者の成立に至った根拠に考察の焦点を絞りたいと考える。 二年鉱山・炭坑法」(フル・タイトルは An Act to prohibit the Employment of Women and Girls in Mines and Collie-

31 指摘しておこう。ところで、この請願運動の指導的役割を演じたウルトラ=トーリーといわれたアシュリィ卿とソルて炭鉱・鉱山における婦人・児童の身体的道徳的不健全さないし堕落を除去する為の立法の必要性を主張したことを た其々の炭田の社会経済的差異を反映して早くも異なった反応を惹起した。ヨークシャーの炭鉱主フィッツウィリアや婦人の道徳的堕落の指摘に触発されて、炭坑・鉱山の鉱区所有者・経営者および利害関係者の多い上院では既述し フォード選出ウィッグ党議員ブラザートンの勧めで婦女子の坑内雇用の実態調査の為に坑夫を装って多数の坑内に入 ム伯とダラムの炭鉱主ロンドンデリー侯の発言を対照せよ(Ibid., cols. 197-9)。また上院における聖職者層は一貫し Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIII, cols. 196-9. ノーリッジ主教の北部の炭鉱・鉱山における婦人・児童の虐待 たマンチェスター出身のヴィンニィであった。(Galloway's II, Vol. 2, p. 149; Challinor & Ripley, op. cit., p. 48)

1 アシュリィ法案の原理的性格

四つの論点にまとめ、それにもとづき提出予定の法案の四つの基本的骨格を説明した。そこで、第一読会に提出のの論点にまとめ、それにもとづき提出予定の法案の四つの基本的骨格を説明した。そこで、第一読会に提出 治的代弁者をもつ北東イングランド石炭業界を味方にすることにとくに留意しつつ、 『児童雇用委員会』報告を治的代弁者をもつ北東イングランド石炭業界を味方にすることにとくに留意しつつ、 『3》 る演説を行なった。アシュリィは、従来から最も強力に組織された連合石炭業委員会と上下両院にその有力な政(3) 六月七日、 アシュリィ卿は下院本会議で法案提出の許可を求めて議事録三三欄に亘る長大な提案理由を説明す

第2表 アシュリィ法案と1842年鉱山・炭坑法との比較対照

		アシュリィ法案	1842年鉱山・炭坑法	
規制条項	条	規 制 内 容	条	規制 内容
婦女子ノ鉱山・炭坑 デノ雇用禁止	1	①本法成立1ヶ月後,鉱山・ 炭坑デノ婦女子ノ新規雇用又 ハ雇用場所ノ変更,及ビ其処 ニ居ルコトノ禁止(下線部分 以下同ジ) ②イ)本法成立3ヶ月後,18 歳未満女子ノ鉱山・炭坑デノ 雇用禁止 ロ)本法成立時18 歳未満女子ノ徒弟修業契約 ③イ)本法成立6ヶ月後,一 切ノ婦女子ノ鉱山・炭坑デノ 雇用禁止 ロ)同ジク,一 切ノ婦女子ノ徒弟修業契約 ノ婦女子ノ徒弟修業契約 ノ婦女子ノ徒弟修業契約 ノ婦女子ノ徒弟修業契約 ノールステークリノ	1	①左記ノ"1ヶ月後" ヲ「本 法成立後」ト修正,又前提条 件トンテ「其処デ働クコトヲ 目的トシテ」ヲ挿入(以下同 ジ) ②イ)本法成立3ヶ月後,本 法成立時=18歳未満女子ノ鉱 山・炭坑デノ雇用禁止 ロ) アシュリィ法案=同ジ ③ "本法成立 6ヶ月後" ヲ 「1843年3月1日以後」ト修 正
児童ノ雇用禁止年齢等	2	①本法成立1ヶ月後,鉱山・ 炭坑デノ13歳未満ノ男子ノ新 規雇用又へ雇用場所ノ変更, 及ビ其処ニ居ルコトノ禁止 (下線部分以下同ジ) ②本法成立3ヶ月後,鉱山・ 炭坑デノ13歳未満男子ノ雇用 禁止 ③同ジク,本法成立前締結シ タ13歳未満男子ノ一切ノ徒弟 修業契約ノ無条件失効	2	①〔②ヲ統合〕1843年3月1日以後,本法成立時9歳デ鉱山又ハ炭坑ニ雇用サレテイタ男子ヲ除キ,10歳未満ノ一切ノ男子ノ雇用禁止,ト修正。又,前提条件トシテ「其処デ働クコトヲ目的トシテ」ヲ挿入
鉱山監督官ノ任命		(アシュリィ法案=鉱山監督 官条項無シ)	3	①国務大臣ニョル鉱山監督官 ノ任命 ②鉱山監督官ニ鉱山・炭坑及 ビ付属作業場・建物・機械類 ヘノ立入検査権アリ、鉱山・ 炭坑主側ニ立入検査へノ協力 義務アリ ③鉱山監督官ハ国務大臣ガ定 メル方法ニョル報告及ビ本法 ノ諸条項ノ遵守状況ニ関スル 報告ノ義務アリ
徒弟ノ修業規制	3	①本法成立以後,鉱山・炭坑 ニオケル一切ノ徒弟引受ノ禁 止	1	①本法成立以後、鉱山・炭坑 デ10歳未満ノ徒弟ヲ,石工, 指物師,エンジン組立工又ハ

		②一切ノ徒弟修業契約ノ無交	b	ソノ他ノ機械工ヲ除キ, 抗内 外デ8年以上ノ期間ニ亘ッテ 引受ルコトヲ禁止 ②今後本法ノ諸条項ニ違反ス ル徒弟修業契約ノ無効 ③現行徒弟契約ノ下デ18歳ニ 達ンタ時徒弟修業免除及ビ同 契約ノ無条件失効
罰金・損害賠償	4	上記ノイズレカノ条項ノ違犯者ノ告訴,損害ヲ受ケタ者ニ対スル賠償ノ為£5~£10ノ罰金賦課		アシュリィ法案ニ同ジ
両親等ノ処罰・雇用主へノ罰金免除		(アシュリィ法案ニ当該条項 ナシ)	6	①両親等ニョル虚偽ノ年齢申立及ビ雇用主ノ善意ニョル雇用が治安判事ノ調査ニョリ判明シタ場合,雇用主ニ対スル前条ノ罰金ヲ免除及ビ両親等ニ対スル治安判事へノ出頭命令。②前項ニ関シテ故意ニョル虚偽ノ年齢申立ト認定サレタ場合,両親等ニ 40s. 以下ノ罰金賦票
適用範囲ノ限定	-	1 - 1 - 1	7	上記諸条項ハ鉱山・炭坑ノ坑
蒸気機関・巻揚機等 担当者ノ年齢制限	5	ナシ) ①垂直竪坑又ハ坑ノ蒸気機関 等一切ノエンジン,一切ノ巻 揚機,機械,ロープ,鎖又ハ 滑車ノ担当者ヲ21歳以上50歳 未満ノ男子ト定メル ②前項ニ違犯シタ場合, £20 ~£50ノ罰金賦課	8	外雇用ニ適用セズ ①左記"垂直竪坑又ハ坑"ニ 「斜坑」ヲ追加,左記ノ年齢 制限ヲ,15歳以上ノ男子,ト 修正 ②アシュリィ法案ニ同ジ
馬力・蓄力巻揚機へ ノ適用緩和		(アシュリィ法案ニ当該条項 ナシ)	9	馬力・蓄力巻揚機使用ノ場合, 坑口デ御者ヲ指揮スル者ヲ前 条ノ担当者ト看做ス
鉱山・炭坑及ビ坑道 等ノ用語定義	6	〔略〕	-	(1842年鉱山・炭坑法ニ当該 条項ナシ)
本法ノ掲示義務・違 反ニ対スル罰金 居酒屋等デノ賃金支	7	〔略〕 (アシュリィ法案ニ当該条項	10	(1842年鉱山・炭坑法ニ当該 条項ナシ) [略]
払ノ禁止・無効 賃金支払ノ再請求権	_	ナシ) (アシュリィ法案ニ当該条項 ナシ)	11	居酒屋等デノ賃金支払ノ無効 ヲ確認シ被用者ニ再請求権
上記請求権回復ノ為 ノ罰金賦課		(アシュリィ法案ニ当該条項 ナシ)	12	前条ノ賃金支払請求権回復ノ 為ニ違犯者ニ違犯毎ニま5~

召喚・有罪宣告・罰金賦課権限	8	①鉱山・炭坑ノ所有者ノ同意,協力又ハ認知無ク,鉱業代理人,與用人、配用者2を権能ニョリ本を場合,治安平下、所で以及の大力、治安では、治安では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	13	£10ノ罰金賦課 "…雇用者"ノ後ニ「請負人」 ヲ追加シ,若干ノ語句修正ア ルモ,基本的ニ,アシュリィ 法案ニ同ジ
*-ナ- 鉱山・炭坑ノ所有者, 鉱業代理人等ノ定義	9	[略]	14	アシュリィ法案ニ同ジ
召喚令状等ノ書式	10	[略]	15	アシュリィ法案ニ同ジ
召喚令状等ノ送達及 ビ告発期限		(アシュリィ法案ニ当該条項 ナシ)	16	〔略〕
有罪宣告・罰金等ノ 押収及ビ使途	11	①有罪宣告ハ違犯ノ発生シタ州, 行政区, 自治都市, 管区等デ2名以上ノ治安判事, 又ハ州行政官又ハスチュアートノ立会デ行ウ②罰金等ノ押収ノ手続・方法ハ〔略〕③罰金等ノ使途一1/2ハ告発者ニ, 1/2ハ違犯者ノ居住スル教区等ノ教貧費トシテ支払ウ	17	①アシュリィ法案ニ同ジ ②アシュリィ法案ニ同ジ ③ "違犯者 ノ 居住 スル" ヲ 「違犯者ガ罪ヲ犯シタ」ト修 正
罰金等ノ支払命令及 ビ支払拒否ノ際ノ罰 則	12	〔略〕	18	若干ノ語句ノ削除及ビ追加ア ルモ,基本的ニ,アシュリィ 法案ニ同ジ
証 人 資 格	13	〔略〕	19	アシュリィ法案ニ同ジ
罰金等ノ不法差押エ ニ対スル教済請求手 続	14	〔略〕	20	アシュリィ法案ニ同ジ
有罪宣告ニ対スル控 訴ノ権利及ビ手続		①本法ノ下デノ治安判事ニョル有罪宣告ニ不服ノ者ハ誰デモ,当該ノ州,管区,市,自治都市等ノ為ニ,有罪宣告日以後少ナクトモ12日間以上開廷サレル一般又ハ四季治安判事裁判所ノ次回法廷ニ控訴ス		手続期限 ノ 若干 ノ 修正ノ他ハ,アシュリィ法案ニ同ジ

,			ルコトガデキル ②以下〔略〕		
	控訴審有罪宣告ノ処 理及ビ拘留令状	16	〔略〕	22	アシュリィ法案ニ同ジ
	一般法規定	17	〔略〕	23	アシュリィ法案ニ同ジ
	〔注〕 其々の条項は	簡略位	Lの為重要であると思われる点のみ?	を摘訂	した。規制条項の表現と項目

の分類 (①②……) は筆者による。 (5 & 6 Vict., c. 99 [The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland with Notes and References, Vol. the 16th., pp. 451-454) および C. W. Vane, marquess of Londonderry, G.C. B., & c. A Letter to Lord Ashley, M.P. on the Mines and Collieries' Bill, 1842, pp. 149-163 (Appendix: Contrast in the Copies of the Bills on Mines and Collieries), より作成)

的性格を析出したい。

された法案(第2表のアシュリィ法案を参照)との関連でその四つの基本的骨格

i)

婦人雇用の全面的禁止

)親の義務を全く果せなくし家族の健全な生活を崩壊させている、親の義務を全く果せなくし家族の健全な生活を崩壊させている(%) <u>ك</u> 落 低賃金にあり、 (「適用範囲 は家族・社会およびこの国にとって非常に悲しむべきこと(「命の水に毒を入れるこ シュ であり、 リ ノ限定」条項ナシ)を規定している。 ・ ィ 法案 は 第一条 で 鉱山・炭坑の坑内外における婦人雇用 さらに婦女子の雇用は年少時に家事 過度労働による脊椎、 骨盤の歪曲等の疾患やとくに彼等の道徳的 ア 訓 育の機会を奪

IJ

は

婦女子の

雇用

の全面

的、 理 由

Ĩ٤١ が

い

結婚後も妻と母

(ii) シ 2 児童(一三歳未満) IJ 1 は第二条で規定したこの提案が彼の弱点であり最大の反対に出会うこ 雇用の全面 的 禁 止

7

とって不快であり不可能である(「鉱山監督官」条項の欠如)こと等である。(ホァ) 法 時間労働の禁止規制は 児童雇用の全面的排除と ならざるをえない(「一八三三年工場 |年工場法||下で全時間労働を禁止規制された児童労働力の不足している綿・梳毛 |業に供給する②坑内就労児童に対するリレー制度適用は不可能なので、 の児童雇用規制の鉱山 炭坑への適用方法) ③坑内立入り検査は 危険であり坑夫に 児童の全

とを認めたりえで提案理由を説明した。それは①鉱山・炭坑の雇用児童を「一八三

(iii) 二一歳未満五〇歳以上の者のエンジン担当の禁止

性に言及)に限定すべきであると主張した。(アシュリィ法案第五条、通称エンジン条項)(38) 以上五○歳未満の男子(彼は大部分の坑夫は四○歳で労働不能の全くの老人になるという『児童雇用委員会』の証言の普遍 防止する為、 アシュリィ エンジンおよび機関室を担当する者は人間の生命価値がわかり注意力を瞬間的に集中しらる二一歳 は 世帯主および家族に窮乏と教育院行きをもたらす炭坑事故の一環としての巻揚機の昇降事故を

(iv) 鉱山徒弟の全面的禁止

げ「アフリカ奴隷貿易の如くひどいもの」と論難し②鉱山には一○日間で習熟できないものは何もないと断定し としてその全面的禁止を主張した。(アシュリィ法案第2条第3項および第3条:(w) 教区徒弟制の受益者でもあると断罪しない点にアシュリィの貴族地主的限界がある)、 ③治安判事も極めてひどい虐待をしたバッティに寛容であると批判して(治安判事の多くはまた炭鉱主であり、 て預けられる制度を詳論し、 アシュリィは、 とくにサウス・スタッフォードシャーの被救恤児童または孤児がバッティに一二年間徒弟とし ①バッティの教区徒弟に対する奴隷的苦役の強制と虐待に関して数多くの事例を挙 鉱山 ・炭坑は徒弟修業に 全く ·
不適 鉱山

他方では年少者労働時間制限、鉱山監督官や児童教育義務(児童雇用禁止を原則とした為)等の諸条項を欠くことと 法」にはない婦人・児童・教区徒弟雇用禁止および執行機関としての治安判事機構=地方責任の原則を設定し、 以上、 また、アシュリィが成人男子の為の保護立法や賃金問題で労使間に立法的干渉を行う意図が全くない(4) アシュリィ法案は繊維工場にはない鉱山・炭坑の特殊条件 に 規定されて、 一方では 「一八三三年工場

(自由な契約主体としての成人男子の無保護=放任原則)と強調したのを見落してはならない。

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

六七 (三四五)

- 明し、さしあたり反対派を沈黙させた。(cf. Hansard's, 3rd Series, Vol.LXIII, cols. 1352-1364) 別なく深い感銘を与え、アシュリィ演説後に登壇した一三名の議員はほとんどすべて彼に対する感謝と共感の意を表 ば、アシュリィ演説は数時間に及んだものと推察される。彼の格調高い演説は、トーリー、ウィッグという党派の区 当時の議会議事録は完全な逐語的筆記により作成されたことはめったになく大部分は抄録であったことを考慮すれ
- すれば、私は、彼等が我々が取り扱わなければならない唯一の当事者だったとすれば、この法案の必要性はたぶんな かったでありましよう。 彼等は多くの点で坑夫に対する配慮と親切の情を表明しているのであります。」(Ibid., col アシュリィは『児童雇用委員会』報告の論点開示の冒頭に次のように演説した。「北部の大炭鉱主たちを公平に評
- かなり重複するので指摘するにとどめる。 性格④彼等の労働時間とその身体的結果(Ibid., cols.1322-1335)であるが、 既述の『児童雇用委員会』報告分析と 四つの論点とは①鉱山・炭坑に雇用されている人々の年齢と性別②児童・年少者の坑内労働環境③坑内での就労の
- 35 Ashley, M.P. on the Mines and Collieries' Bill,1842,以下 A Letter to Lord Ashley と略記する)の巻末付属資料 止にあったことは明白であるが、適用範囲ノ限定条項がない限り法形式上は坑内外雇用禁止となる。この点でアシュ く彼自身の言及によっても明白である(cf. Ibid., pp.73-4)。 アシュリィの婦人・児童雇用禁止の主眼が坑内雇用禁 の下院修正法案は七月五日のそれでなく上院修正法案の下院への回付以後のものであることは上院議事録ばかりでな 録は存在しえない。法案審議の事情を示す反対派の急先鋒ロンドンデリー侯作成の貴重な資料集(A Letter to Lord アシュリィ法案の審議は院がそのまま委員会となる (House in committee) 形態で行なわれており、特別委員会議事 Vol. LXIV, col. 938)とあるだけで、 下院修正法案が成立した七月五日の議事録には何らの記載もない。 下院での 会議事録には「第三読会の補足条項により追加条項が月曜日(七月四日) に提出される」(Hansard's, 3rd Series, その追加挿入の経緯は不明である。後述するように、両条項とも六月二〇日の妥協工作の際も問題にならず、第三読 バドルの往復書簡や北東イングランドの連合石炭業委員会決議等のコンテクストでほぼ明確である(とくに前者)が あり、七月五日成立した下院修正法案で他の諸条項の修正とともに追加挿入されたことは議会議事録、 アシュリィニ 第一読会にかけられたアシュリィ法案が鉱山監督官条項と適用範囲ノ限定条項を欠いていたことは第2表で明確で

とより私が参照したすべての文献はかかる問題の所在にさえ気付かず、しかもアシュリィ法案と最初の下院修正法案かどうかはなお不明確な部分が残る。鉱山・炭坑規制立法史の最初の本格的研究と思われるボイドの二冊の労作はも 、ィがどの程度意図的であったかどうか、またこの限定条項を鉱山監督官条項とセットで了解した(と思われるが)

特に断らない限りこれを下院修正法案と呼ぶ)を混在させて議論しているのである。

- 36 37 Ibid., cols. 1335-1339 Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIII, cols. 1339-1341
- cols. 1333, 1342-3.
- 38
- cols. 1348 - 9

39

cols.

1343 - 7

2 アシュ リィ法案をめぐる議会内外の動向と下院修正法案の成立

(i) 六月七日下院本会議の反応の特徴

第一に指摘すべきは、北東イングランド炭田に支持基盤をもつラムトン卿 (Lord H. Lamtton=サウス・ダラム選 下院はアシュリィ法案の提出を満場一致(採決ナシ)で承認したのであるが、 特筆すべき発言を摘記したい。

州炭鉱主に対するアシュリィの高い評価を自画自讃し彼の演説を称賛しながら、 急進派と思われる)とベル(M. Bell=サウス・ノーサンバランド選出=炭鉱主)は、 両州にとって唯一の問題とされ ダラム・ノーサンバランド両

た児童の坑内雇用に関しては両親の親権濫用(「一八四二年鉱山・炭坑法」第六条に具体化、七月五日の下院修正法案に 年齢制限の設定に際して石炭鉱業全体の利益に慎重に留意するよう要望し、さらに『児童雇用委員会』報告には 追加条項として挿入されたと推察される)を非難し、 かつアシュリィの立法趣旨に賛成しつつも議会と政府に厳密な

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林)

六九 (三四七)

両州に関して誇張があると指摘することを忘れなかった。 (41)

工場制度の悪弊はアシュリィ卿が詳言した鉱山・炭坑(とくに幼弱な坑内児童)の恐怖の戦慄に比べれば 天国 して党派・ 児童雇用禁止の年齢問題を留保しつつアシュリィ法案を全面的に支持した自由貿易論者ヒュー 政綱の違いを越えて彼の人道的・愛国的努力を支持するとしたウィッグ党ブラザートンの発言が止目 - ムの発言、

限強化の別の政府提出法案との関連に留意して鉱山教区徒弟禁止措置に同意し、最後に政府側としてアシ 法案の推進の為にあらゆる援助をすると確約した。(3) 制限は不可欠である②エンジン担当者に年齢制限が必要である③教区救貧委員会に対する救貧法委員会の統制権 には政府は完全に同意し、他方で一般的には神聖なものとして維持されるべき親の監督権の現況の下での多少の に関して意見の不一致はないとしつつ、①鉱山労働からの排除年齢と理由は満足できないが、年齢制限の必要性 最後に内相グレイアム卿の発言、彼はアシュリィ卿の法案目的 である四つの 基本点 (本稿の四つの基本的骨格)

ii 下院審議開始(六月二二日) 迄の妥協工作

田に関る反論の文書を公衆への啓蒙の為に傘下炭鉱主に送付していた。(4) 会であった。彼等は五月二五日付で立法化を予想して同報告の二七項目に亘る梗概ととくに北東イングランド炭ー『児童雇用委員会』報告とアシュリィ法案に最も素早い対応を示したのも北東イングランドの連合石炭業委員

開始した。すなわち、①児童雇用禁止年齢を一○歳とする②長年の経験により一○歳以上の児童は鉱山就業慣習 アシュリィ法案が下院に上提されるとすぐに、六月一三日、連合石炭業委員会会議は次の決議を行って行動を

歳とし炭坑技師が納得いくような職務遂行が可能な限り続けさせる⑥本委員会見解を説明する為にアシュリィ を身に付けられない③就業可能となった児童を坑内作業の初期段階で排除するのは家族および特に寡婦にとって らゆる貴族ないしジェントリーの援助を得るようにバドル氏に指示する、というものであった。(4) を訪問し、この見解を貫徹するためにロンドンデリー侯、ベル・ラムトン両氏およびその他の北部と関係するあ 大きな辛苦である④八歳未満児を除き本法を既往に遡及させるのはひどく困難である⑤機関方の開始年齢を一八

○~一三歳未満児は六時間労働日か週三日=隔日・一二時間かの妥協案をバドルに提示したが、 六月一八日にアシュリィ=バドル会談が行なわれ、アシュリィは①児童の雇用禁止年齢を一○歳未満とし②一 彼は交渉権限を

委任されておらず、結局こうした問題を六月二〇日の会談に委ねた。(4)

六月二〇日、下院内でアシュリィと北東イングランド選出下院議員を中心とする人びとの間で法案審議に先立、47) ¥前の妥協案の作成が行なわれた。そこで①児童雇用禁止年齢一○歳未満、一○~一三歳未満児─週三日=隔

日、 [・一二時間労働②エンジン条項の下限年齢を二一歳としつつも上限を設けないこと等で合意が成立した。(♣)

(iii 下院審議の特徴と下院修正法案の成立

月七日のアシュリィ演説と提出法案に示された一致した共感と支持によって本格的な論戦が展開されないまま、 六月二二日・二四日両日の審議 (実質的には二二日のみ)で第二読会通過、 七月一日・五日両日の審議で第三読会

院での審議は院が委員会となる (House in Committee) という形 で 進行したことに表われているように、

通過=下院修正法案成立という経過をたどった。 第二読会通過迄の議事録(六月二二日)に残されている審議条項は第二条と第三条だけである。 第二条について、

一七一 (三四九)

二日のうちに残りのすべての条項(エンジン条項の修正を含む)の委員会合意が成立した。(4) 能であり現行制度の弊害が余りに極悪であるので同条項は絶対に必要であると反論し、 方の鉱山業に極めて有害な影響ないし破産を招くと反対した。 間の制限なしで彼等の教育は可能だと主張した。 教育は不可能である等をブラザートン、 童を排除しないことを付加) 修正条項の合意が成立した。第三条について、とくにR・スコット(ウォルサル選出) シャーの被救恤児童の取扱いに関する『児童雇用委員会』報告の説明に反論を加え、 IJ カー は審議に先立って六月二〇日の鉱業地方代表団との合意にもとづく前述の修正提案(現在九歳の雇用児 (ソルフォード選出) を行った。 は隔日リレー制に反対しランカシャーでは現在八~九時間であり、 これに対してP・エインズワース(ボルトン選出・炭鉱主・州治安判事) アシュリ 両者に対し、 ィやV・パ ーマストン(ウィッグ党保守派の大物議員) 児童は成人と同じ位鉱山に留まっており就業日 アシュリィは教区徒弟は自由労働者として雇用 その合意が成立した。 法案条項の成立は同 がサウス・スタ 児童労働時 等が ッ、 と R フヽ 可 地 オヽ

審議は第三読会に移行した。 営者にとって有利であり、 北部の鉱山 ランカシャ ŀ 六月二四日の下院本会議では、 ンが反論 . はヨークシャーやランカシャーと違い、法案の影響を受けないのであり、 L かつ北部 \exists ークシャーの多数の炭鉱主の利害を代弁して年少者雇用に関する諸条項に反対した。これにラ それ以外の経営者には障害を招来するものであると主張した。だが報告は受理され、 三州 の炭鉱主は法案を支持する用意があると述べた。 アシュリィが委員会報告検討の動議を提出し、 これに対してエインズワー 彼の発言に対してスコ 従って法案は北部の鉱山経 ットは、 ・スが

アシ IJ 法案が第二読会を通過した 頃 からロンドンデリー侯 (トーリー党保守派、 ダラム・ダウン両州知事) を

山監督官・適用範囲ノ限定等の追加諸条項とともに第三読会を採決なしで通過し下院で成立した。(第253) 者であるパーマストンやブラザートン等の強力な反論に遭遇し、七月五日、六月二○日合意の修正条項および鉱 下院での法案反対派の中心人物として登場したエインズワースは、七月一日のアシュリィの第三読会付託動譲に 提出し、さらに五日には特に児童雇用制限修正条項に対していわば全国の反対派を代表して一〇~一三歳未満児 慎重審議を理由に討論延期動議 (賛成1、反対62で否決)、第三読会延期動議 急先鋒とする全国各地の炭鉱主等の法案反対請願等による組織的行動が目立ち始めた。こうした動きに力を得て 四五時間制の修正案を提案した。だが、アシュリィ法案(修正条項を含めて)の終始変らぬ強固な支持 (賛成6、反対48〔脱漏あり〕で否決)を

- $\widehat{41}$ 最も発達した先進技術と成熟した職員管理組織に根拠づけられた"開明性"を顕示するとともに、他方では法案に示し、Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIII, cols. 1352-5, 1361. 北東イングランド選出議員のこうした態度は、一方では された諸規制が彼等の競争者にこそ最も重くのしかかるはずであるという打算のもとにその存立基盤を脅やかされていいた。 に応えるものと映ったからに他ならない (cf. Welbourne, op.cit., p.87)。 いたイングランド東部沿岸・東南部地方の諸市場の独占=カルテル規制を維持するための「競争条件の平等化」要求
- 43 $\stackrel{\frown}{42}$ Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIII, cols. 1356-7, 1361-2.

Ibid., cols. 1357-9

- (4) この文書の全文は、A Letter to Lord Ashley, pp.9-21, 3rd Series, Vol. LXIV, cols. 538, 541-4)° デリー侯によって彼等の "鉱山における児童雇用の調査" を参照せよ。また、この文書は、六月二四日、 を要望する請願とともに上院に 提出 された (Hansard's, ロンドン
- (4) A Letter to Lord Ashley, p. 28 (cf. Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, col. 5 [the Lords, July 12]) 46Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 3-4 (Buddle's letter to Marquess of Londonderry, July 9); Ibid.,
- イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林 cols. 102-3 (A Letter to Lord Ashley, pp. 26-7) [Buddle's letter to Lord Ashley, July 11]

- 性格を物語っている。 (ウィッグ派炭鉱主)、ブラザートンであった (Hansard's, 3rd Series, Vol.LXV, col.4)。このリストは妥協工作の ラム=トーリー党、大炭鉱主レイヴェンスワース家の長子)、T・C・グレインジャー(ダラム・シティ)、ロッシュ ダラム選出)、H・ラムトン、M・ベル、J・ボーズ(サウス・ダラム、炭鉱主)、H・T・リーデル(ノース・ダ 当日の出席者は、アシュリィ、バドルのほかウォーンクリフ卿(上院議員・枢密院議長)、 H・ベイン卿(サウス
- pp. 93-9; do, An Treatise..., pp. 227-243; Boyd's I, pp. 37-9; Boyd's II, pp. 53-5; Galloway's II, Vol. 2, pp. 受と一致するものとして坑内検査権や罰則賦課権限を有する政府任命の鉱山監督官制度の設立等の立法化を勧告した。 ი V 1800° (The Report of the South Shields Committee, 1842-3, pp. 6., 57-9, 66-9, cf., Dunn, An Historical..., もっぱら個人の助力なき努力に委されているのは驚くべきことであるとして、個人の諸権利と商業的自由の完全な享 止④ブリテンの強さと繁栄の死活を制する炭鉱が-大陸諸国では早くから様々な政府規制をうけてきたにも拘らず-雇用禁止年齢を大陸市場での特にベルギー炭との競争条件確保等の為一一~一二歳とすること③婦女子の坑内雇用禁 学的改良の重要性を強調し、この観点から①一○歳未満児童の通気番就業が不断の事故原因になっていること②児童 報告は、人間性とイギリスを世界の競争の先頭に立たせ続けるという意味でのこの国の利益の擁護の為にあらゆる科 イングランドの名望家=ジェントリー層の一般的見解を把握するうえで重要であると思われる。すなわち、同委員会 成)が『児童雇用委員会』報告とアシュリィ法案提出の狭間に次のような結論に達していたことは炭鉱主以外の北東 員R・インガムを会長とし、炭鉱との直接の利害関係者を除いた治安判事・医師・自然科学者等のジェントリーで構 発事故を直接の契機として設立されその原因と防止策を研究していたサウス・シールズ委員会(同タウン選出下院議 Ibid., col.4. これに関説して特に指摘しておきたいことは、一八三九年八月にタイン河畔のセント・ヒルダ炭坑爆
- 49 Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIV, cols. 423-8. cf., Boyd's I, pp. 50-1; Boyd's II, pp. 66-7.
- (日) Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIV, cols. 615-6.
- とする支持派とが 其々の 請願を積極的に提出 して 論戦 を 展開 (六月二四日・三〇日) していた (*Hansard's*, 3rd 上院では法案が下院から送付された七月七日以前からロンドンデリー侯を急先鋒とする法案反対派と宗教界を中心

Series, Vol. LXIV, cols. 538-546, 783-5; Boyd's I, pp. 51-2; Boyd's II, pp. 67-8)°

(일) Hansard's, 3rd Series, Vol. LXIV, cols. 936-8, 999-1009. cf. Boyd's I, pp. 53-4; Boyd's II, pp. 68-9

大炭鉱主を含む名望家層は、ラムトン・ベル等下院議員を先頭とする下院修正法案支持派と連合石炭業委員会首脳部to Lord Ashley, pp.23-7. cf. Hansard's, 3rd Series, Vol.LXIV, cols.4, 102-3) かくして、 北東イングランドの 述べた。「国務大臣は本法が遵守されているかどうかを確める為にコミッショナーを派遣する権限を有する――とい バドルはこの旨の書簡を五日アシュリィに送付した。彼はこの書簡に当惑しつつ、バドル宛返書の末尾で次のように 謝している等を述べたアシュリィからの書簡(六月二八日付)を受けとり、それを含めて七月五日の連合石炭業委員 を中心とする反対派とに分裂したことが判明した。 う『坑内検査官』について私は何も言わなかった。だが彼等の管轄権は鉱山規律にまで及ばないでしょう。](A Letter 規律を害うことを理由に強く反対する(鉱山監督官問題がここで初めて言及されたことに止目!)こと等を確認した。 会に経過報告を行なった。同委員会は、①一〇~一三歳未満児童の週三日隔日制に反対し②坑内検査官の任命に坑内 六月二〇日の会談後帰任したバドルは、北部地方選出の全議員(特にラムトン、ベル両氏)の法案支持の態度に感

上院におけるアシュリィ法案の原理的修正と「一八四二年鉱山・炭坑法」の成立

る特別委員会任命)、 | 一|日 (下院修正法案に反対する若干の請願を提出する際のロンドンデリー侯の発言をめぐる議論)、(3) 七月七日に下院より送付された下院修正法案の上院での審議は七月八日(法案を第二読会に付託する適否を検討す

信憑性をめぐる議論)、二五日 (ハミルトン伯 〔スターリングシャーの炭鉱主で一二七名の坑内婦を雇用〕 による法案の婦人雇用禁止条項に反対する 同州婦 人坑夫の請願提出の際の発言)、 四日(下院修正法案に対するデボン伯による修正提案の審議・ハザートン卿の追加条項提案等、第二読会付託)、 一|二|日(ウォーンクリフ卿提出の法案成立の際の補償要求請願と『児童雇用委員会』報告の (法案の委員会再付託成立・下院修正法案に対する提出済のデボン伯の修正提案およびハザー 一九日

八月一日

立命館経済学(第三十巻・第二号)

修正法案が鉱山監督官条項に追加条文を挿入して、採決ナシで成立)と経過し、合計七日間行なわれた。

そこでまず下院修正法案をめぐる上院の勢力配置である支持派・修正派・反対派について説明し、その上で実

トン卿の追加条項提案や鉱山監督官条項の表現の修正を含めて法案の委員会合意・第三読会への報告承認)、

程の特徴を分析したいと考える。 質審議の行なわれた七月一四・二五日両日の議事録を中心 に 上院修正法案(「一八四二年鉱山・炭坑法」)の 成立過

会出身者を中心とする上院議員(ノーリッジ主教、ロンドン主教、カンタベリー大主教、グロスター主教、 下院修正法案ないしアシュリィ法案そのものを支持したのは鉱山住民の宗教的道徳的矯正の必要性を説く国教 マウントカッシ

ェル伯、ギャロウェイ伯=スコットランド南西部出身〔議事録における発言記載者のみ―以下同様〕〕である。 上院の圧倒的多数は支持・反対両派に近い議員を含めて当時上院を牛耳っていたといわれるデボン伯の修正提

枢密院議長=ウォーンクリフ卿〔炭鉱主〕、 メルバン卿 [元メルバン内閣首相]、国璽尚書バックルーチ公〔炭鉱主〕等々)で 案を支持する修正派(デボン伯、ハザートン卿、無任所相ウェリントン公、プローガム卿 [元ウィッグ党グレー内閣蔵相]、余、い、いいいい、

る直接間接に利害関係のある条項にのみ反対する極く少数の上院議員(ハミルトン伯、 ラドナー伯=ウェールズ東部 反対派は、一切の鉱山・炭坑規制立法に頑強に反対(=原理的反対)するロンドンデリー侯およびそれとは異な(8)

出身等)である。 次に上院修正法案の提案・成立の過程を説明する。デボン伯は修正案の提案に先立ってその内容についてアシ

リィ卿の了解を得たといわれ、また当初反対派にいたハザートン卿の要請によりサウス・スタッフォードシャ(6)

に引き入れることに成功した。 ーの四名の炭鉱主代表団(四名共治安判事でもある)と会見し、 教区徒弟条項等の修正を決断しハザートンを味方

Ш 憾としつつこの条項は鉱山・炭坑主が事情聴取をうける資格があると考えたがその時間的余裕のないが故に、 山監督官条項―下院修正法案(追加条項)を修正せず。 ④教区徒弟条項―前述した事情 のもとで 「一八四二年鉱 つ法案成立の必要性から全面削除を提案した(アシュリィ法案=児童雇用禁止と対比して原理的修正を意味する)。③鉱 を認めつつ、この問題を費用問題と看做しバックルーチ公の事例を挙げながら準備期間の必要を認め、 (下院修正法案第三条)条項―彼は炭坑経営の阻害要因になるとは考えなかったが十分な証拠がなく会期末で当事者 を「六ヶ月後」から「一八四三年三月一日以後」に修正した。②一〇~一三歳未満児童の週三日隔日一二時間 正提案(「一八四二年鉱山・炭坑法」に結実)を行なう。①婦人の坑内雇用禁止条項―『児童雇用委員会』報告の指摘 に基づかないいかなる条項の立法化提案も引受けないと前置きした。その立場から彼は下院修正法案に対する修 を喚問する時間的余裕がないことや坑内就労日の時間規制は不可能であるというアシュリィ的認識を根拠としか ン伯自身の判断でエンジン等を担当するのに通常可能で危険のない年齢を一五歳と確信して修正した。(②) リィ卿の反対党の前政府が任命したものであるがゆえに調査の基礎は完全に公正であると強調しつつも、確証 デボン伯は七月一四日に法案の第二読会動議提出に当って、児童雇用委員会は勅命委員会でありかつ当時アシ の如く修正した (これも原理的修正を意味する)。⑤エンジン条項―彼は修正を余儀なくされたのを遺 最終期限

ボン伯のサウス・スタッフォードシャー代表団との会見での好意に感謝の意を表明し、 ボン伯の修正提案を受けて最初に登壇したハザート ン卿は、 この提案の逐条的な賛成理由を説明し、 さらに彼に成人男子の賃 またデ

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

しで法案は第二読会に付託された。 法」第一〇~一二条に結実)。続いて反対派と様々な色合いの修正派とのかなり激しい論議が行なわれ、 金を土曜日の夜に居酒屋で支払う同地方の普遍的な慣習を禁止する 追加条項 を 提案 した(「一八四二年鉱山・炭坑

意に達し、第三読会にかける為の報告が行なわれた。 (65) の表現の修正を除きすべて否決し、ハザートン提案の追加条項を含めてデボン伯の修正案が採決ナシで委員会合 託が採択され、 応えて、当初の動議を撤回しなかった。 教えうるいかなることよりも気高い責務であり原理に対するありらべき例外であると応え、 することを欲するものではないが、悪徳と堕落を防止し教育への配慮を施す婦人・児童雇用規制は政治経 を提出するよう勧めた。デボン伯は、ブローガム卿に対しては一般的な不干渉原理(=政治経済学の原理) び長広舌の反対論を展開した後、 除いて明確な意見を形成しえないが④デボン伯の修正案には反対しないと結んだ。続いてロンドンデリー侯が再 多大の注意と慎重さが求められるのであり③上院自身が証人喚問をしていないこと等の為に婦人雇用禁止条項を な流路に委ねるという原則が大切で②これに対する例外がないわけではないが何らかの強制的干渉には立法府は を提出した。この動議に対して反対派に近いブローガム卿はかなり長い演説の中で①資本と労働の充用は自然的 対しては修正案によって推測された自滅的部分は除去され、 七月二五日にデボン伯は彼の修正案(ハザートン卿の追加条項提案も含まれていると思われる)の委員会再付託動議 直ちに逐条審議を行なった。その結果、デボン伯の修正案に対する各種修正案を鉱山監督官条項 デボン伯の修正案を下院が受け入れるはずがないので彼に特別委員会付託動議 以上の発言をめぐる若干の討議の後、 またそれを下院は好意を以って受理するであろうと 四九票対三票の大差で委員会再付 ロンドンデリー侯に に抵触

八月一日の上院本会議でデボン伯欠席のままリーディスデイル卿が法案の第三読会付託動議を提出した。

した。この指摘はいわば藪蛇となり、キャンブル卿が鉱山監督官の立入り検査に対する鉱山・炭坑主側の協力を 義務づける語句の挿入を提案した。それを受けてウォーンクリフ卿が具体的文案を提案し、 ドンデリー侯はこれに反対し、その発言の中で鉱山監督官条項が全く機能しえない欠陥をもっていることを指摘 ロンド ンデリー

激しい反対にも拘らず、デボン伯提案の上院修正法案が採決なしで第三読会にかけられ成立した。(66) 会期末の八月六日、上院修正法案は下院本会議にかけられた。 アシュリィ卿は、上院修正法案は当初の法案の

原理を無効にしてしまったと論難しつつも、兎にも角にも、偉大で貴重な原理を樹立することを目指すものとし、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、(67) 府が約束した心からの支持が実行されなかったことを遺憾とした。グレイアム内務卿は上院修正法案が立法の原 て下院の同意を求めた。パーマストン卿はアシュリィに同調し、また強力な圧力をうけたことを認めながらも政

答えず、さらに上院での修正の首謀者がパーマストン卿の仲間であることを示唆した。また二人の議員が上院で 理と矛盾するとは考えず、むしろ公正で合理的かつ正当な修正であると指摘し、また政府の支持に関しては直接 るとしながらも受諾姿勢を示し、また上院の修正の首謀者はハザートン卿であると名指しで指摘した。 の法案修正(権)を遺憾としたのに対してピール首相はこれを原則的に擁護し、 ンは、議論が党派的性格だけを帯びていることおよび婦人の働く目的以外の入坑許可を遺憾としつつピール卿 上院修正法案を遺憾な部分があ ブラザー

こうした議論を経て、下院は上院修正法案に同意したのである。(68)が上院修正法案に応じる為に賢明な分別を示したと評価した。

64イドが法案の取扱いは上院トーリー党の実力者デボン伯に委ねられたと指摘している (Boyd's I, p. 55;

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法

(若林

一七九(三五七)

II. p.71) のは、おそらく彼がこの特別委員会の議長に任命されたからではないかと思われるが、議事録には記載されていない。しかし、デボン伯が上院修正法案作成、推進の中心人物の一人であることはその後の審議過程が証明し、 Lord Ashley, p. 5)°

- (55) cf. A Letter to Lord Ashley, p. 7.
- グ党がこれに反対しないように努めたといわれる (Ibid., p.7)。 タッフォードシャー炭鉱主代表団の要請が挿入されたのを契機にデボン伯に次ぐ修正派の推進者となり、 上院ウィッグ党の実力者ハザートン卿は当初反対派にいたが、後述するデボン伯の修正案の中に出身地サウス・ス 上院ウィッ
- 3rd Series, Vol. LXV, col. 108. cf. A Letter to Lord Ashley, pp. 7, 47)° 379) といわれ、アシュリィ卿やデボン伯等から法案第一条の実行可能性を証明する典型として称賛された(Hansard's, バックルーチ公経営のミッド・ロジアンにある炭坑は何らの費用増ナシに婦人坑夫を排除した(C.E.C.,
- 伴ら収入減が第一の問題とともに救貧税負担の急増をもたらす(=上院説得の切札)として、ヨークシャー=ウェス 後と言ったりして動揺する。つまり、彼にも低賃金=婦人坑夫排除による北東イングランド炭鉱主としての競争力強 の入坑を北東部二州の炭鉱主は禁止している等と言いながら、坑夫家族の子沢山や寡婦問題をあげ、この条項実施に や家族的紐帯の崩壊に対する解決策の必要性を強調した。②児童雇用の禁止および制限について、九~一〇歳の児童 化の本音が出てくる。これに対しては、既述のバックルーチの事例あり、また支持派・修正派とも宗教的道徳的堕落 ランド東部を念頭において薄炭層には婦人は必要だと言ったり、また第一条第二項の実施を三ヶ月後ではなく六ヶ月 に対する反論を指摘しておきたい。①婦女子雇用禁止について、彼はこの条項にのみ賛成と言ったり、特にスコット ドル=アシュリィ往復書簡を公表し、多数の資料を提出して展開した。次に彼の反対論ないし攻撃の主要な柱とそれ 的反対論をバドル(ロンドンデリー炭坑群の鉱業総代理人)や連合石炭業委員会議長ブランドリングからの書簡、 ト・ライディング炭鉱主の請願等を根拠に八歳未満児童の雇用禁止を主張する。この点については後述する。 ロンドンデリー侯は、七月一二日、一四日、二二日、二五日、八月一日といわば審議の度毎に長広舌の執拗な原理 ンデリー侯が最も激しく反対したのは鉱山監督官制度である。彼はこれを坑内作業の規律・秩序・安寧を危らくし、

ており、 かつ私有財産に対する許しがたい干渉であると非難した。この点に関して特にデボン伯は、鉱山経営への干渉という 付されその諾否が議題とされた八月六日の下院でアシュリィが再びとりあげ「バドルを不公正と非難し六月二〇日の これに対してクランリカード侯が『高潔な』ジェントルマン=H・ラムトンからの書簡とアシュリィの意見とは一致 主の代表バドルとアシュリィとの間で成立したとされるアシュリィ法案をめぐる妥協はありえなかったと主張した。 はこの任命および不宣誓証言聴取方法について新救貧法に関して行なわれた前例を挙げてその正当性を弁護し、 よう要請した。この点に関しては特に正副コミッショナーの任命者であった第二次メルバン内閣内相ノーマンヴィ侯 ホーナー、 月一二日)、 ウォーンクリフから下院での 内相グレイアム卿の支持発言と異なる個人としてはともかく政府としては 会合の同席者は妥協案を入れたアシュリィ法案を支持する義務がありアシュリィには同席者ばかりでなく北部石炭業 リィと同じ人間性の熱狂に打たれたことは遺憾であるとした。この妥協の存否に関しては、上院修正法案が下院に回 していると反論したが、ロンドンデリーはラムトンは炭鉱主ではなくダラム州選出の下院議員にすぎず、またアシュ ロンドンデリー侯は報告摘要の正確な描写をしていないと反論した。⑤ロンドンデリー侯は、北東イングランド炭鉱 (Hansard's, 3 rd Series, かりでなく統一した政府の閣僚の一員として細目に関して留保しつつアシュリィ法案の原理には同意するとの答弁を して翌一三日下院でパーマストン卿が下院修正法案支持の立場からグレイアムに厳しく詰問し、彼は個人の資格でば 法案に対して受身ないし何らの役割も果さないという答弁を引きだして閣内不統一を印象づけようとした。これに対 ンデリーは北部炭鉱主の見解を知っている枢密院議長が政府の法案に対する態度を表明すべきであると要求して(六 の支持を期待する権利がある」(要旨)とするラムトンのアシュリィ宛書簡等を公表して自己弁護に努めた。 証言は宣誓させずに誘導尋問的に聴取され、信憑性に問題があり、かつコミッショナーである工場監督官の サンダース等は偏見の持ち主であるとして彼らの言行録を提示して批難し上院独自の調査と聴聞会を行う 56, 58-66, 68, 74-90. cf. Boyd's I, pp. 54-57; Boyd's II, pp. 70-3) ロンドンデリーに対抗した。さらに一四日、ウォーンクリフは上院で前言を若干訂正する発言を行なった。 ④この問題と関連してロンドンデリーは『児童雇用委員会』報告は鉱山住民の悪弊を誇張・潤色しすぎ 鉱山・炭坑従事者の黙諾を得てこの法律が定めた諸規制が実施されるのを確認する為の条項である Vol. LXV, cols. 1-7, 84-6, 101-110, 120-1, 123, 491, 582; A Letter to ⑥ロンド

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林)

- Ashley, pp. 135-6)またロンドンデリー侯は、デボン伯とアシュリィ卿との折衝で上院で通常の議事手続からはずれ Boyd's II, p.71) が典拠は示されていない。(cf. Hansard's, 3rd Series, Vol.LXV, col. 1098; A Letter to Lord た機略が用いられたと批難している(A Letter to Lord Ashley,p. 46)。 ボイドは、デボン伯は友人アシュリィ卿の同意により若干の条項を修正したと指摘している (Boyd's I,彼等は上院審議の最終段階でロンドンデリー侯と袂を分かち、修正派に回った。
- Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 111-3, 584; A Letter to Lord Ashley, pp. 46,
- (3) Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 104-111; A Letter to Lord Ashley, pp. 46-51. cf. Boyd's I, p. 55; Boyd's
- (3) Harsard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 111-3; A Letter to Lord Ashley, pp. 52-4.
- (る) Hansard's, 3rd Series, Vol.LXV, cols.113-124; A Letter to Lord Ashley, pp.54-68.
- 際の坑外搬出原則からみて「働くことを目的と」する以外の入坑は一般的にありえないが故に、必ずしも原理的修正 として」を挿入した。アシュリィはこれを特に重大な原理的修正と看做したが、私は、弁当持参の慣習や坑内事故のといい、 ○~一三歳未満は限定条件付で)が坑内に居ること自体を禁止していたが、上院修正法案は「そこで働くことを目的○~一三歳未満は限定条件付で)が坑内に居ること自体を禁止していたが、上院修正法案は「そこで働くことを目的 とは言えないと考える。 Boyd's II, pp.72-3. またどの時点で挿入されたか不明であるが、【下院修正法案では婦女子・児童(一○歳未満、一 Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 571-588; A Letter to Lord Ashley, pp. 68-94. cf. Boyd's I, pp. 56-7;
- Hansard's, 3rd Series, Vol.LXV, cols. 891-3; A Letter to Lord Ashley, pp. 94-9. cf. Boyd's I, p. 57; Boyd's
- 童の雇用禁止条項さえ骨抜きにすることおよび教区徒弟制の存続を遺憾とした。 彼はこの時点で特に註65で指摘したいわば「働くことを目的とし」ない入坑を許容することが婦人や一○歳未満児
- 68 Boyd's II, p. 73. Hansard's, 3rd Series, Vol. LXV, cols. 1094-1101; A Letter to Lord Ashley, pp. 130-9. cf. Boyd's I, p. 57;

総括----「一八四二年鉱山・炭坑法」の成立要因と炭鉱労働運動

Ξ

一画期をなすものである。 胎されて成立した「一八四二年鉱山・炭鉱法」は、それにも拘らず二重の意味で炭坑・坑夫に対する立法史上の 世論を沸騰させ衝撃を与えた『児童雇用委員会』報告に触発されて議会に提出されたアシュリィ法案が換骨奪

第一、それは、既に示唆しておいたように、坑夫抑圧・処罰的性格をもつ従来のほとんどすべての鉱山・炭坑

関連立法に対して、不干渉(=自由放任)原理の例外としてであれ婦人・児童=坑夫保護立法の出発点=原点をな したことである。しかも労働者階級の中で社会的地位の低い鉱夫=坑夫を対象としていたことにも止目すべきで

合の原型」といわれたグレート・ブリテン=アイルランド鉱夫連盟(The Miners' Association of Great Britain & く受けなかった、というよりむしろ逆に「イギリス労働組合史の重要で画期的な出来事」ないし「近代的労働組 第二、この立法は、「一八三三年工場法」と違ってその成立に関して炭鉱・鉱山労働運動の影響をほとんど全

Ireland)の創立(一八四二年一一月七日)に強力な刺激を与えたのである。(ハ) ところで、炭鉱・鉱山労働運動の立法圧力を欠いた政治的社会的条件のもとで「一八四二年鉱山・炭坑法」を

成立させた要因は何であろうか。これが本稿の最後の問題である。 この点に関わって周知のようにマルクスは次のように指摘している。

「この産業(鉱山業を指す―引用者)が他のすべての産業と違っている点は、この産業では土地所有者の利害と産業資本

八三(三六二)

イギリス石炭鉱業と初期鉱山立法(若林

の法律では婦人と一○歳未満の児童との地下労働を禁止するだけにとどまった。」(傍点は引用者)とい騒ぎをひき起こしたので、議会は一八四二年の鉱山法によって自己の良心を救わなければならなかったのであるが、こ○年の調査委員会(児童雇用委員会のこと―引用者)はあのように恐ろしい煽動的な暴露をやって、全ヨーロッパの前でひ 家の利害とが相伴うということである。 かつて工場立法にとってこの二つの利害の対立が好都合だった。すでに一八四

ということである。また、アシュリィ卿の真の意図と役割はどのようなものであったのか? から るアシュリィ法案ないし下院修正法案が原理的に修正されたのは両者の利害共同態の存在によるものなの トリーとブルジョアジー) 共通の良心の呵責のいわば自己救済の産物としてのみ把握しているように思われる。 件であった両者の利害対立(一八四七年の一〇時間労働日法〔エンゲルス〕)を利用できず、「一八四二年鉱山・炭坑件であった両者の利害対立(一八四二年鉱山・炭坑 かる問題について私は本稿での考察を通じて次のような結論に達した。 同時にここで私が問題としたいのは全体として「一八三三年工場法」の規制基準を凌駕していると評価しう クスは、 『児童雇用委員会』報告が暴露した鉱山住民の恐るべき悪弊と道徳的堕落に対する両者(名望家層=ジェン 地主と産業資本家との利害共同態が成立している炭鉱・鉱山業では工場立法にとって好都合な条 か

本家以外のブルジョアジーについても妥当すると思われる。したがって、アシュリィ法案ないし下院修正法案を 同様に看做し推進しうる基盤があった結果であると思われる。同じことは鉱区所有者でない地主や鉱山・炭坑資 農地等の地主ではあっても鉱区所有者ではなく、 「一八三三年工場法」のいわば表向きには"鉱山・炭坑版"を内容的にはそれを凌駕する規制を意図した。 、→卿は一八三○年代初頭以来「一○時間運動」の推進者の一人であり、 彼にとってアシュリィ法案は鉱山 この運動に対抗して成立した ・炭鉱を社会経済的に工場と 彼は

て、 党内部の保守〔家父長〕・自由・急進各派対立と法的規制による労働力保全等への開明度が微妙に絡む〕が 両法 案に対する 賛 う様相を呈したのである。そのうえ鉱区所有者・炭鉱主内部の地方間・地域内の利害対立をめぐる思惑(ここに両 めぐる上下両院における利害対立はトーリー・ウィッグという党派と地主・資本家という一般的対抗関係を越え ものでは必ずしもないことが銘記されるべきである。彼等の「良心の救済」はこのような状況に支えられたので 殊的利害共同態が形成されるにしても、それは同時に地主と産業資本家との一般的利害共同態の形成を意味する 否の態度の差異として表面化したと考えるのである。 炭鉱・鉱山の利害関係議員(その政治的代弁者を含む)対その他の地主・ジェントリー・資本家出身議員 とい かくして、炭鉱・鉱山業で鉱区所有者と炭鉱・鉱山主の特

ある。 法案推進者たちが国民の普遍的利益の擁護者としての正当性を得る為の常套手段である。 動機を強調しているが、以上の利害状況こそかかる動機を貫串し、(ほ) ボイドやウェルボーンは「一八四二年鉱山・炭坑法」に関わってアシュリィ卿と法案推進者たちの博愛主義的 またこの動機こそかかる利害状況を糊塗し、

修正法案を推進する有力な指導者を欠いたうえに、それを支持したはずの北東イングランド炭鉱主の不支持がロ 題とは違ういわば議論の全く成熟していない突然浮上した問題であり、 証人喚問を実施して彼等を説得するだけの時間的余裕をもたないまま、 ンドンデリィ侯により鳴物入りで喧伝され③また炭鉱・鉱山の婦人・児童労働等の規制問題は一○時間労働日問 アシュリィ法案が上院で原理的修正を余儀なくされたのは複雑な事情の結合の結果であると思われる。 ①既に指摘したように炭鉱・鉱山労働運動のような法案を社会的に支える組織的運動を欠き②上院では下院 利害関係議員の多い上院で独自の調査と トーリー党=デボン伯が会期内に兎に角 すなわ

推進者の一人にしたこと等が重畳した結果である。

法案を成立させることを最優先目標とした為、 無原則的に妥協してウィッグ党=ハザートン卿を上院修正法案の

イルランドや大陸の列強=プロイセンに劣らないイギリス国民の身体的精神的健全さの確保にあったことを指摘いいランドや大陸の列強=プロイセンに劣らないイギリス国民の身体的精神的健全さの確保にあった(マル) ら後期にかけての階級協調主義の先取り)、 対外的 に は大英帝国の持続的繁栄を支えるのに必要な、内国植民地=ア れたアシュリィ卿の法案提出の真の意図は、国内的には階級間の社会的衝突の原因を除去し(ヴィクトリア中期か 最後に、「ウルトラ・トーリー」『反工場博愛戦での急先鋒」(マルクス)、「労働階級の急先鋒」(ボイド)といわ

- 70 を利用した最初の組合であったこと③同様に政治的議会的活動に真剣にとりくんだ最初の組合の一つであったことでいい。までは一句であったことの間が連邦主義を排し鉱夫の全国的利益を代表する永続的組織を意図したこと②組合員の利益を守る為に体系的に法廷 く不可解である。少なくとも一九世紀の鉱山立法史研究の為には、本稿での一八四二年法を出発点として、五〇年法、 した箇所で、一八三三年、四四年、四七年の工場法に対して一八八七年法だけを指摘されている(一六○頁)のは全 五五年法、六〇年法、六二年法、七二年法、八一年法、八六年法の系譜を経て八七年法に進むべきであると考える。 吉村朔夫氏がその著書『イギリス炭鉱労働史の研究』ミネルヴァ書房、一九七四年、の工場立法と鉱山立法とを対比 ものであることは疑いない(『イギリス工場法の歴史』〔大前朔郎他訳〕新評論、一九七六年、 八三頁)。 この点で、 最も厳しい産業干渉であ」ると看做したのは誇張があるにせよ、鉱山立法史上の最初の画期となったことを示唆する Challinor & Ripley, op.cit., p.7. チャリノアとライプリィが近代的労働組合の原型と規定した指標は①鉱夫連 Boyd's I, p. 48; Boyd's II, pp. 63-4. ハチンズ=ハリソンが「同法は、おそらく一九世紀において国家が制定した
- (71) 一八四二年初頭に鉱夫の初歩的な州組織がランカシャーとスコットランドにあり、また北東部二州では三二年スト の敗北以来崩壊していた坑夫組合の再建途上にあった。此頃までの坑夫組合は専ら其々の地方的限界内での賃金・労

るのを促し、鉱夫連盟生誕にとって適切な精神的土壌をつくりだした。また「一八四二年鉱山・炭鉱法」は従来議会 普遍性を認識させ、かくして坑夫に地方主義の枷を解き放ち自己を全国的に共通に搾取される一階級として自覚させ 働条件をめぐって雇主との間でストをいわば唯一の闘争手段として争い、敗北すれば組合も潰滅するということをく と政府は雇主の味方と信じていた炭鉱労働運動の指導者たちに議会立法により自己の運命を改善することが可能であ に暴露し②坑夫の劣悪な労働条件に対する不満に権威ある支持を与え③坑夫に彼等自身のおかれている状態の全国的 り返していた。そうした中で、 二年八月一五日、ウェイクフィールドで開催された第二回会議は「一八四二年鉱山・炭坑法」を支持し、 ることをはっきりと示し、したがって彼等に政治的関心への強力な刺激を与えたのである。鉱夫連盟結成に向けて四 主な推進者たちに感謝する決議を採択した。(*Ibid.*, pp.60-2, 210-1) 『児童雇用委員会』報告は①鉱山・炭坑に蔓延している悪弊や道徳的堕落等を社会的

- K. Marx, Das Kapital, Bd.I, Dietz Verlag, 1968, S.519. 邦訳 『マルクス=エンゲルス全集』第二三巻a、
- 73 大月書店、六四四頁 F・エンゲルス「十時間労働問題」および「イギリスの十時間労働法」、前掲全集第七巻、所収を参照せよ。
- らノーリッジ主教、フィッツウィリアム伯、ウィンチルシー伯およびロンドン主教との間で激しいやりとりが展開さ れたことに止目すべきである(Hansard's, 3rd Series, Vol.LXIII, cols. 196-9)。 既に言及した五月六日の上院では、炭鉱・製造業および農業に就労する児童の状態をめぐって其々の利害の立場か
- 75 Boyd's I, p. 48; Boyd's II, p. 64; Welbourne, op. cit., chap. V-Philanthropy and State Action.
- ければならないのであります。さもなければ遠からず国民精神か信念によるいかなる努力によっても打ち克ち難い程 LXIII,col. 1321 [June. 7])「それ(『児童雇用委員会』報告―引用者) はわが国の制度が生みだしている身体的な の安全に資するような正しい理解の復活を見い出すことを切望するものであります。(Hansards, 3rd Series, Volの厖大な危難に直面することでありましょう。」(Ibid., cols. 1321-2) 疾病とブリテン民族の不可避的な退歩を明らかにしたのであります。……我々は悪弊に大胆かつ誠実にとりかからな アシュリィの議会演説の中から関説する若干の部分を引用しておこう。 「……主人と従者、富める者と貧しき者、支配者と被支配者の間に神の摂理のもとで社会的慰安やこの帝国の永却

立命館経済学(第三十巻・第二号)

許されないプロシアよりもはるかに遅れをとらせるものであります。](Hansard's, 3rd Series, Vol.LXV, col. 1097) せ、さらに宗教教育課程を修了した証拠として堅信礼証書を提出することができなければ年少者が鉱山で働くことを 「これ(上院修正法案―引用者)は、この国を婦人が鉱山で雇用されないアイルランドよりもはるかに遅れをとら

一八八 (三六六)

パーマストン卿やブラザートンはこうした見地に共鳴してアシュリィに終始協力を惜しまなかったのである。

本稿では「一八四二年鉱山・炭坑法」の実施過程の問題点や以後の鉱山立法について全く言及できなかった。後日

を期したい。

本稿は一九七九年度立命館大学個別研究助成の成果の一部である。

(一九八一年四月二九日脱稿・六月一〇日改稿)